諸家系譜

位一
い
岩松

共二百廿五ノ内

共八十五

太政官文庫
和書門
類 三三六四九
號函 二二九
架

內閣文庫
和書
類號 三三六四九
冊 二三五
函 五二
架 一四

內閣文庫		
番號	和	32649
冊數	225	(23)
函號	156	23

国立公文書館
National Archives of Japan

人王五十五代諱惟仁者文徳天王ノ第四御母染殿之后
忠仁公良房女御在位十八年御歳三十一御出家アリ申ス水
尾御門ト文徳天王ヲハ号ス田村御門ト有四人ノ王子一者為惟
高二者惟條号ス木原王子ト三者惟彦四者惟仁是号ス上ル
清和天王ト御即位也後奈良藤原ノ宮御坐ス忠仁公
依為舅藤原氏人々多為関白待繁昌有之惟高
御子ヲハ号ス小野宮ト云々

大徳天王者當ツ人王五十代也

然者清和之御門者五十六代御門也

○清和天皇　人王五十六代之御門

陽成天皇

貞純親王

貞固親王

貞保親王

貞元親王

貞辰親王

貞平親王

経基六孫王　大宰大貮
清和六男親王子也貞觀八年生保四年八月八日始賜源氏姓　母八左大臣能有女

多田満仲
陸奥守左馬頭住摂津国多田郡為武士
長者令護朝家後出家号多田新発意入道
法名満慶

摂津守頼光　内蔵守　東宮亮進

大和守頼親　住津乃豊嶋郡

丹後法眼源珎　叡山大師御弟子

河内守頼信

国房　伊豆守

出羽守光国

美濃守頼国　従四位上左馬允文章博士

筑後守頼家

下野守明国　従五位上

下野守仲正　兵庫守三位右衛門大夫

蔵人大丈頼行

三河守頼綱　大内守護従四位上

伊豆守国房

信濃守師光

蔵人大丈行国

摂津守頼盛

蔵人大丈頼寛

蔵綱　清和院

行定　同大夫

師光　満隆　福嶋蔵人経

加賀守頼房　陸奥頼俊

頼遠　有光　元光　光平

頼風　頼安　僧信實　玄實　源寺主

中務兼頼治　親治　下野権守親房　豊嶋荘司頼忠

多田蔵人大夫行綱

行忠次郎　定綱三郎　為綱太郎

多田次郎判官代知實

基綱五郎　行蔵四郎　判官代　蔵人

平田太郎仲国　蓝蔵人頼範

行仲蔵人朝仲

小納言僧源与　伊豆山

野間蔵人高頼　近蔵人資光　同豊後蔵人盛實

出羽守光国　同光信　光長　同長　光基　元綱

出羽守光保　備後守光盛　光宗

頼景　頼遠　盛仲　親仲

頼義　従四位下伊予守

八幡太郎義家

嫡子　対馬守義親　二男　河内判官義忠　三男　式部大夫義国　四男　陸奥判官義光　五男　賀茂次郎義綱

頼清　村上

頼季　秀仁

義業　義清

甲斐守

義清　清光

石河判官代義兼

義輔　義弘　義基

義定　播磨

義弘　義俊　義明　義邑

為義男
左馬頭義朝
多胡先生義賢 ー 木曽冠者義仲
志田先生義憲 ー 清水冠者義高
四郎左衛門頼賢 ー 義孝
掃部助 ー 頼仲 ー 義宗
為宗 ー 平家冠者義信
為成
鎮西八郎為朝 ー 大嶋冠者為頼
家範
十郎蔵人行家 以上十人也

悪源太義平 平治役誅平
中宮大夫進朝長
右大将二位頼朝 ー 頼家 左衛門督
実朝 右大臣
三河守範頼 能隆之
阿野法橋全成 貴人禅師
悪僧 悪禅師 頼全 情大公
卿公義円 義円河ニテ没
九郎大夫判官義経 伊予守
公暁 若宮別当阿闍梨

足利新判官代義康 伊予守 ー 上総介義兼
八幡太郎義家之三男式部大夫義国
新田大炊助義重 法名作西 作男
高義 左馬助 実?殿
尊氏 左兵衛督
直義 左馬頭 号大休寺

左馬頭義氏
宮内少輔泰氏
治部大輔頼氏
伊予守家時
讃岐守貞氏 号浄妙寺

義詮 宰相中將

- 基氏 左馬頭 瑞泉寺殿
  - 氏滿 左馬頭 永安寺殿
    - 滿兼 勝光院殿
      - 長春院殿 従三位左兵衛督 持氏
        - 従四位下左兵衛督 成氏 号乾亨院殿
- 大政大臣義滿
  - 義持 勝定院殿
  - 義教 普光院殿
    - 義勝 慶雲院殿
    - 義政 号東山殿 慈照院殿
      - 義尚 号常徳院殿

新田義貞人道義宗

- 同治部大輔義季 号徳川 母同上
- 同三郎 頼氏 号得川 法名
- 同又太郎 政義
- 同伊豆守義範
- 義重三郎
- 思高

- 伊豆守義成
- 里見新田氏
- 豊岡三郎
- 田中太郎
- 中里又七郎
- 安田三郎
- 山名三郎
- 同六郎

同五郎
三河守入道
大館宗氏
義入景氏

○義重
　義基　号太郎
　経義　蔵人　義純　号大館
　信義　三郎　竹林　号鳥山
　　蔵人太郎　家氏　快[illegible]　称田中
　　蔵人次郎　氏純　号森田
　　修理亮　時純　号大館
　頼氏
　　孫五郎
　　三郎蔵人　頼氏
　　　孫二郎　貞経
　　修理亮　義氏
　　　太郎　秀氏
　　太郎蔵人　頼氏
　　修理亮　実氏
　　彦五郎　秀氏
　　五郎　朝宗

○時兼
　彦三郎　信成
　　門五郎　国兼
　　又五郎　家兼
　　孫四郎　信兼
　　孫五郎　成経
　彦六　五郎　朝[illegible]
　五郎太郎　氏兼
　吉田又五郎　河内　頼宗
　孫六郎　宗氏
　　修理亮　通宗
　　孫[illegible]　朝宗
　　左衛門　宗氏
　愛成
　信成　[illegible]之　三年八月十五日　[illegible]
　之[illegible]　延之二年三月[illegible]　於金[illegible]
　孫四郎　成兼
　　越後守　貞朝　上野守
　太郎三郎　宗兼
　　次郎八　河内守　[illegible]
　太郎四郎　氏兼
　　又三郎　竹下　[illegible]
　五郎　氏信
　　太郎　信兼

存門律師 要有 ― 五郎 子二十二

了願首座

○承兼 ― 彦人 左衛門尉 ― 門五郎 政家 ― 又五郎 政氏

女子 号稲田左衛門 足利殿 ……

某人 家

家氏

信氏 母門之

助家 母門之

小河修正

家氏 左衛門尉 中務丞 大夫 ― 宗氏 大夫 建氏

貞宗 ― 宗氏 ― 五郎 助経 氏

貞氏 ― 貞家 ― 貞満 和文一年

満氏 ― 氏家 ― 大蔵助氏 頼文 ……

細谷 ― 三郎 智信 ― 弟 妙

宗氏 西谷九郎

快家 安養寺

基氏 新田三郎 ― 国氏 ― 某人 ― 某宗

惟氏 今井十郎

貞氏 東 律師

宗 辻 玉九

貞房 ― 某 少輔

○岩松女子

純 ヨシサノヨ ヨリカヌ ミムネ

経氏　義経 門田左近七郎 又太郎 ― 仲泰

泰寛 与三郎 門之丞 三十六 社家 右衛門 容計新平

遠江権守 山明

泰家 門六 ― 植泰 又太郎 ― 氏泰 弥六

植国 門三郎 ― 泥国 弥三郎 ― 植泥 又三郎 ― 法流 伊達大炊助

満国 号早甲 ― 満国 ― 国義 右京亮 ― 満義

遠江権守 満家

相田 孫三郎 教泰

長氏 金井之郎

孫三郎 満泰

孫太郎 満氏

孫次郎 教教

経氏 男井 四郎

遠江守 経泰 号岩松

薭塚 六郎 教泰

田嶋 又三郎 経氏

孝太郎 次郎 教綱

三郎 民泰

又郎 民教

政経 丹江田四郎 徐教女

家政 ― 家種

経家 ― 西国 ― 満国

満純 岩松 ... 五十 ... 後害

宗純 号新田 伊豆 ― 明純

尚純 ― 昌純

淳経 ... 兵衛

ム義季 — 頼有 — 頼氏 — 有氏

教氏 三河守 得川彦五郎

朝氏 三河守 文永九年 [illegible]

女子 [illegible] 江田 [illegible]

女子 比丘尼 [illegible]

俊宗 世良田 [illegible]

満氏 [illegible]

浄集 [illegible] — 義貞 — 政義 — 有氏 三河守

[illegible]

義氏 三河守 — 行義 — 重氏 — 義氏 — 長重

義家 — 義光 — 義範 — 家氏 [illegible]

左京亮 [illegible]

兼氏 [illegible]

国氏 今河左京

家氏 — 宗家 — 宗氏 — 高経 — 氏経

義氏 — 義春 — [illegible] — 義顕 — 氏経

○河内守頼信二男頼清 陸奥守 — 仲宗 — 惟清 三河守 — 盛宗

経業 — 頼時 — 楚忠 中務権少輔

○同三男頼季 掃部助 — 満実 信乃守 井上号 氏之祖 — 盛光 — 盛清 — 家光

為義 — 義盛 共八郎号之

国為

○光平

光盛

○義光 号新羅三郎 — 武田冠者義清 甲斐国住人 — 一条源太清光 — 信義 号武田

光長 — 基義 — 惟義 伊豆守

遠光 加賀美次郎 — 長清 小笠原小次郎 — 光行

義定 安田三郎 — 義資 — 為頼

長義

義行

有義 武田太郎

忠頼 一条次郎

兼信 板垣三郎

逸義 武田兵衛

信光 石和五郎

新田岩松家蔵旧系図写

- 義業（佐竹冠者昌義）
  - 義光
    - 友氏
    - 安氏 — 毅氏
    - 義定（大河戸三郎）
      - 惟氏（陸奥守）
        - 邦胤（左衛門尉）
        - 少輔法印（同家人）
        - 惟信（大夫判官）
        - 惟宗（左衛門尉家人）
  - 昌氏
    - 大氏
    - 義宗
    - 親氏
    - 隆氏
      - 秀氏（季、佐竹別当）
        - 義重（左衛門尉）
        - 義茂（染井五郎）
          - 義綱
          - 義尚
          - 義氏
          - 義敦
        - 義季（八郎）
  - 義定
    - 義経（山本冠者、義経ト号ス）
      - 義成
      - 錦覚
      - 頼高
      - 義行
    - 義恵
    - 義春
    - 胤氏

新田岩松系図

人皇五十五代　諱惟仁号文徳天王　第四御染殿
ノ后忠仁公良房女明子　在位十八年　御年三十一御若
宗アリ　申ニス水尾御門ト　文徳天皇第六　田村御門
又四人まします　一ノ宮惟喬　二ノ宮惟條　第本康王子ト
三ノ宮惟彦　四ノ宮惟仁　是第二清和天王ノ御事ト申也
惟喬良房ノ家ノ文明天皇ハ忠仁公依為甥良房家ハ
人々多為関白　持栄思ふらし　惟喬御子是を
云々

文徳天皇ノ御事人王五十五代也
水尾清和ノ御門ハ第五十六代御門也

清和天皇　元慶四十二四崩御年三十一

元慶六年上總太守式部卿四品
号桃園親王　延喜十六五七薨御年四十

貞純親王
母中務大輔神祇伯棟貞王女

天徳五十一十賜源姓　鎮守府将軍
正四位上　号六孫王　天慶卒　辛四十五歳
号荒?

経基
母右大臣源能有女

鎮守府将軍　正四位下　左馬権頭
常陸摂津武蔵上野越後下野信濃伊予陸奥守
同寛和二八十六於多田出家　法名満慶
号多田新発　長徳三八卒八十六歳

満仲
母橘繁古女

満政
従五位下　左馬助　鎮守府将軍

満季　従四位下　主殿允　民部権少輔

満快　従四位下　上野守

満生　従四位下　上総介

満実　従四位下　左衛門尉

満頼　従　出羽守

頼光　摂津守　内蔵頭　春宮大進　正四位下

頼親　左馬助　大和守　正四位下　任摂津守
其母

頼信　鎮守府将軍　従四位下　河内守　左馬権頭
号名　清和源氏　永承三九一六十歳

母大納言藤原元方女

頼平　従四位下　武蔵守　戸隠祖

頼範　左馬尉　柳原祖

頼明 出羽守 従五位下

頼貞 従五位上 大和守

孝道 平九之丞 従五位下

源賢 号 多田法眼

従四位下 伊予守 河内守 常陸太守 左馬権頭 鎮守府将軍 内昇殿 童名千手丸
永保二十一之年 八十八

頼義 母 修理命婦

頼清 従四位下 淡路守 村上祖

頼季 乙葉三郎 須田太郎祖 播磨守 井上 冠者

頼任 河内 冠者

頼成 乙葉三郎 号 高井

正四位下 左馬助 従四位下 出羽守 大守
童名不動丸 源太丸 陸奥守 鎮守府将軍 河内判官
号八幡太郎 号天下第一達人

義家
母 上野介平直方女

義綱
従四位上 左馬尉
部
陸奥守 号賀茂次郎

義光
従五位下 刑部丞 号新羅三郎
左馬助 甲斐武田佐竹源氏ノ祖

義宗
左馬尉 早世

義親
対馬守 従五位上

義忠
従五位下 源太夫 河内判官

足利式部大輔 従五位上 加賀介 童名
康和元十二月ノ時 依所 退付ノ七月ノ八日六
下向下野国足利別業 仁平元二十六 判官
号荒加賀入道 久寿二六廿六卒 於下野国

義国　青蓮寺　西松院云々
母　中宮亮有綱女
従五位下　従五位上　六位判官
保元年中　配流
為義　従五位下　左兵衛尉　石川
義明　万力太郎
義信　従五位下　号泰冠者
泰冠者　柳太郎

新田二郎冠者　従五位下　大炊助　任
上野国　新田荘　足利荘　八幡荘
号八　建仁二年二月十四日卒　六十八歳
法名上西　九條院判官代　左馬助

義重
母　上野介敦基女

季邦　足利冠者

義康　足利式部大夫　判官代
武者所　従五位下

義後　竹林右京　号大和田

義祀　振右衛門　号山石衛門　伊兵衛　右衛門

義彰　和田源八右京　大和田　小和田正端
為積右京

母豊後王也信号　源秋房女

義季　和田源右号和田　庄半分　和須法名常男
母同上

経義　類八　三郎

義益　小四郎

畏る

義房　右京　小姓　上西
門院前入道説教云

政義　和田　五郎

元義　黄席禅師

号新田岩松[illegible]
義純妻
義純又経房ノ新田義兼[illegible]
田ニ来ノ後岩松郷
新田義兼ニ[illegible]
同年岩松ノ所領ヲ[illegible]
[illegible]
移ル

岩松四郎

岩松三郎[illegible]

政氏　新田又三郎
母足利左衛門義氏女

家氏　母同上　大舘[illegible]

経氏　母同上　[illegible]三郎

国氏　母同上　蒔田[illegible]

出門経心

忠氏　細谷孫三郎

義人　三郎　初名忠氏
二階堂山城守[illegible]

足[illegible]

時兼　母義人義兼女

時朝　母同上　[illegible]

頼兼　村田三郎

清[illegible]　今井

長義　今井三郎　[illegible]

智信　三郎　号細谷

重氏　西谷九郎

快氏　[illegible]

基氏　新田六郎
母平[illegible]女

頼氏　今井十郎

貞氏　[illegible]

経氏 田井四郎

経兼 岩松遠江五郎
法名政定

母 甘糟野五郎能純女
経兼

頼兼 藤塚六郎

経国 田所又太郎

岩松五郎 伯父頼兼
継、経家為養子号
新田下野太郎又号四

頼氏 新田次郎太郎政氏

次郎

義国

六郎

義貞 新田小太郎 左中将
年閏七月二日 卒 虫クイ
之十

義助 脇屋右 虫クイ

政経 岩松賢 法名本空
青蓮寺殿

母 江田下野守源朝兼女

義政 岩松頼経

四郎

頼宥 岩松禅師

経家 岩松兵部大輔
三郎 法名経下
二年十月六日 卒
建武

義顕 新 虫クイ 虫クイ 左馬頭

義興 虫クイ

義宗 左少将
新田武蔵守

貞方 兵部大輔

某年某月日何々於某所死

直國
実杉某郎西口佐下治
了由補 童名土用王丸
法名 誰在令剣寺殿

満玉
実杉玄卿庶子
左右助 童名土用若丸
法名 淳宗院某誠
母 若田氏 某院某女

満紀
実杉玄卿 淳之輔 童名土用義丸
実ハ玄卿孫男 實ハ初ヨリ伯国養子テ家事ヲ継ク
淳ヲ以テ 家ノ近某ナリ
享保 年十二月十三日於麻布屋敷 法名 法[illegible]
用

宗紀
実杉玄卿三河守 法下玄蔭 号杉田 童名
土用杉丸 永享十二年 継職 妻ハ某ノ女

母太息入道女 始ハ下ニテ南方ニヨセテテト称杉田名氏兼
実杉ノ自善之處大 桐生ニ定
号大禅号 法慶院殿 法名 [illegible]

明紀 号杉田 某郎 某某 童名土用杉丸
母 山從杉氏女
杉田ヲ利ヲ称金山城ニ居ス 六十卒
紀内庶 法名 [illegible]
輝墨 号近江 院殿

頤紀 母生某郎定光院殿
憲紀 杉田淳之輔

尚紀
母 某氏某院殿女
杉田淳郎 淳之輔 童名土用杉丸
杉新通敬通人 人ト相往ス池ノ洲常某ヲ書ス 美杉避墓之 欽ミ波集宗 慈光
杉木関在 文化年中ヨリ出

法名梅林浄香庵主、号貞松院殿

昌純
母
新田孫次郎　父ハ新田兄行ノ嫡孫林竹院殿大胡
ヨリ依ル　童名庚丑　至元四年正月十二日生
[illegible]
由良ノ庶家中務少輔ニ仕ヘ　長楽寺真西堂相続テ
仮名越前守
家ヲ継ク　法名廣雲　法名居中
大禅定門　桂竹院殿

氏純
母同上
新田孫次郎　浄雲ノ為　新田ノ大将分ノ出所
由良加賀守ヲ金山ニ住ス
其子トナリ出家昌純弟ト為ス　実ハ昌純弟子長楽寺ニ
仍テ退俗シテ家ヲ継ク
号満次郎　晴嶽院殿　出家ノ日　四十二歳ニテ
自害　法名　居士　大禅定門

芝現
小川常楽院

守純
母
新田満次郎　後ニ右衛門尉　金山城ニ住ス　宗純
由良ヲ合祭ニ住テ　新田ノ大将分ト　北条家ニ附属シ
テ、扱テ後テ金山ノ城ヲ退キ浪人ス
将軍家康公ヲ頼ミ　天正十年　二十石ヲ賜ヒテ　一ノ井
感応寺同所ニ住ス　又依世良田ニ移ル
母
黒田中務少輔女
元和二年二月九日　八十歳ニテ卒ス　大空院殿気斎
之章　大居士

守義
西谷大蔵大夫　西谷ヲ継ス浪人

清純
新田左京、後ニ義貞　三月九日　新田従五位下
平野氏ノ女　十八歳　法名東庫大伯居士

女

下総国佐倉城主 千葉邦胤嫁ス
然後依為其家断絶 御帰家ノ内

新田清源ノ 後ヲ立ル 子父入道金山ヲ退後
将軍家康公ヨリ新田家系尋ル 新世良田ト称ス

豊純
母 金井右馬允女
正保三年三月十二日卒 七十六歳 法名満徳
院殿 喜山源清大居士

室顕
永寿尉 号照公

新田義季 御隠居 継源守岩松
寛文三卯年 十二月十六日従
将軍家綱公ヘ 五位下新田源称ス 新田源郷
同年十月朔日拝ス 将軍家綱ヲ畢
延宝八年九月廿一日卒 五十七歳 法名千光院

秀純
母 根岸氏ノ女
父 常楽寺院大居士

義緒
母 同
岩松殿 遊佐吉田縁経ヲ継

朝海
母 家
日光山 安楽院

貞光
母 家
根谷 尼 遍

高純
母 井上氏 平兵衛女
新田岩松 右衛門 当主 長谷寺尼

寛文二壬寅三月十日生ル 右續ヲ四條御傳ス
延宝二甲寅始テ謁将軍家綱公
同四丙辰十二月十日 東叡山ニ於テ 巌山ノ寛山
謁瀬吉和尚禅ヲ悟ル
元禄ノ戊辰 始テ 擬廣寫ヲ傳ウ
同九丙子十二月十日 大樂日為重 鍋利加茂渚家
享一寸八分ノ石勒為ヲ安置ス ノ一寺ヘ納ム
享保十二丁未 東叡山 百万人 搭 同 輪王寺
宮ノ義 令旨 取田部 令旨 同之
同十六辛亥 正月 代 ノ家 [illegible] 許原
将軍吉宗公ニ奉入 上覧 才大寿家 八十
許原ニ 将軍ノ事ヲ 松浦源ノ稜年譜紀
之
同十九甲寅 浦振殿 六十ニテ 就 葬牛込
老中 松平乗邑ヲ以テ 傳ル
同二十 朝鮮役 大棟 平日 廣忠外衛 傳ス

武雄

求九

貴山暦代 續寫 岩清水八幡工 石屋以前 [illegible] ヲ
献ス 又 祐年威儀山 銘傍 又 本澤ノ里 長福
寺ノ歴寿 [illegible] ヲ 献ス
享保三戊戌五月十二日 春秋八十五二 卒ス 法名
檢斷院 大樑覚隆大居士 塚中ノ龍蓋
紀碑 文良田山 長源寺 境門 文瑞山之西 祀
東側 葬之

源悦郎 青名 伊勢 亀氏 父人 他 大久保
乃兄子 繼 養姓 以廣 為 同人 相役ヲ勤
隆殿 大寿
享保十九甲寅 四月十二日 卒 六十六 戊子 辛 法名
泰山 國徳 居士 同 小石川 茗荷谷 林泉寺
葬之 永崇源 源ニ 以 跡 求家ニ 為 功 了

平世

兼隆　壽庵ト号ス　法名　圓山賢秀居士
母　宮本　兼勝女

女　此女幼ノ時ヨリ長谷川紀伊守康宗ニ養ハル
岩松右京亮満長ニ嫁ス　法名　閑雲斎

慶純　青木　壽名　小左衛門
母　宮本左兵衛尉友茂女
宝永四丁亥年四月生　初メ新田郡田島ノ領
地ニ住ス　後ハ慶純ト云ス後寺尾ト改ム
宝永丁亥九月ヨリ寺尾ト改ム
享保九甲辰十二月十八日十七才ニテ始テ
同十二年八月ヨリ新田領内　寺社取事ヲ司ル
元文三戊午年七月新田郡　同所ニテ寺社ノ司ヲ
令武蔵ノ新井白蛾　新田郡ノ地境ヲ遊歴シ是ヲ

寺社里老ニ草子地理書ヲ請ヒ図ヲ
同十七年ニ子東麓又同僧ニ依テ春風上座
ニ椿花山ニ登リ寺寺ニ於テ世紀宝物等ヲ摸メ
霊場ニ傳フ
同十九年甲寅六月廿日　廿七歳ニテ父ノ家督ヲ継キ新田郡
ニ寺社ノ司職ノ事　寺尾ノ号ヲ称ス三代ニ至ル元老ヲ
第三代ノ当主ニ傳フ
元文三戊午年三十二歳　新田金山東ノ麓ニ住シ
石ノ鎖ハ数多ク新田大僧正ノ古蹟ヲ三千余
数多尾芦ノ城跡南殿ノ古跡等ヲ録シ
相伝スヘキ　青木ト云フ　初ヨリ皆至リ太
田ノ祇会ニ詣テ山ニ入ル　武ノ道ノ古蹟古碑ヲ
尋ネ寺社ノ伝ヘ里説野説モ探ル
其ヲ録ス
同四年己未三十二歳中春西上野ノ諸城内ノ国録
ヲ行ヒ歌ヲ寺尾ニ於ク　慶廣山古城ハ武
蔵ノ記ナリト云フ　又其令ニ依テ寺ノ
古跡ヲ纏細ノ城ヲ
...撰ス

ノ後ホト座實ヲ探リ是ヲ記ス 須臾ニ度リ
同年二月六日上洛 四月歸リ 之ヲ相勤ル由緒
共ヘトメ書全ニ於テ相殘ス
明和六己丑年八月二日 病死 享年六十二歳 隠
居後號 東京 温純〈號〉ノ 余 管中勤ノ号ニ
於テ之ヲ 相勤ル 後 利勝ニテ 閑湖
赤ト號ス 城師ノ御院 岩純 授 法名 是恩院殿
閑湖孝純大居士
寛政二庚戌年十月十二日 春秋八十二歳 卒 良田
山長生寺 祖廟之側ニ 葬ル

貴彦
母同上
早世

信純
母同上
号 敬負 幼名 鴻ノ丸
大田原 山城守 養子ト成 号 後 長子ト成ル

通純
母同上 安永年中 号 秀通 後 幼名 隣之助
東元介 西丸 小性組 書院 番組頭 長子ト成 後 [illegible] 二テ 南
寛政七年 四月十二日 春秋七十五歳 卒 法名 其
後 良田山 通純大居士 良田山 祖廟側ニ 葬ル

女
母同上
富永 藤兵衛 養女 書

女
早世

女
早世

女
早世

英宮

[illegible]　右京　[illegible]　清[illegible]　大標
童名亀宮
母大納言藤原[illegible]女實[illegible]　[illegible]典侍
元文三年四月[illegible]　[illegible]田[illegible]　[illegible]生ル
始ノ號[illegible]英宮
寛[illegible]十一月廿八日　十八歳始メテ　[illegible]
ヲ稱ス
明和元年三月八日[illegible]　三十二ヲ父　[illegible]
[illegible]
[illegible]
安永七年[illegible]十八日　[illegible]
[illegible]
宮[illegible]
文[illegible]
[illegible]一[illegible]

清[illegible]　近[illegible]
[illegible]
[illegible]
延享二年[illegible]　[illegible]
[illegible]
同九年丁巳十一月廿八日　[illegible]
[illegible]
[illegible]
同十年[illegible]　[illegible]
[illegible]
同[illegible]
[illegible]

女
丹[illegible]
[illegible]也

純桂
母同上
宝永六年生 童名 畢作蔵
仁田子中納言養

純香
母家女
畢[illegible]年 足利寿し為猶 [illegible]子廿一歳卒

忠叙
母家女
宝永六年生 神[illegible]為[illegible]子 早世

純平
母家女
宝永[illegible] 足利寿為猶[illegible]子[illegible]年

某
母門口[illegible]女
宝永[illegible] 七歳 早世

女
母家女
早世

純辯
母同上
宝永[illegible] 童名 半蔵
殿し世継出生退為猶世継卜
後号[illegible]為[illegible]子卜
[illegible]寺[illegible]

純寄
母同上
宝永年[illegible]刀 童名 [illegible]之年
植純為猶[illegible]子卜

植純
母岩村貞[illegible]通純女
宝永[illegible] [illegible] 童名 [illegible] [illegible]

女
母[illegible]
[illegible]之年[illegible]妻

新田岩松
家系附録
写

上

国立公文書館
National Archives of Japan

家寶溯源序説

往昔王朝の盛なりし日姓を賜ひ氏を命じ給ふ
史書に載し亦明かにして四つ歳に列し京を皇別を
始て諸とし四姓藩祐以て集まて名家の宗を
保ち我の系をまもりて是によりて人倫を敦し世道の
淳なりしも也世の末つかたに政教衰廃し五群
頼りに起りて人々富力に移りて族系の修録を誤て
古のごとく姓氏の派を正し名分の守を厳しむる
者も稀にまたまた手なの様にてかへりて一自分
席流端をも尊ひ繁栄をのみ祈りの類ある事にて如

されハこそ今に於て古ゟ続く人と足利殿御一門と
す〳〵し拝高家せハ其外の氏族ハ並びて参り其中
宗若(イフゾレ)しきに源氏なくてハ叶ハす　経基王の御孫
源頼信の姓を賜り世に皆人をまもり世ハ定ハる
天潢の流をうけ乃下ハ絶く絶く幕府の基を開く
源伸より義家迄四代の間其勲績(セキ)人の手に付せ
られし所然るに一と為りて何ハ義家の子義国和
足利と号し其子義重義康あり　義重ハ新田足利
の両流をなすと是を源家の正流とす三辰の子孫
蕃(ハン)衍(エン)して高家の族又其盛なる事是乃申称

岩松の家ハ正しく新田嫡流と足利との二ツの家(カク)
足利の血流を兼実に百世其族人の最も大家なる
へきハ国満(ミホウ)とかるにまでに至りて職を失ふ人々
その上にある足利をもて義絶いよ〳〵義兼の
嫡子なりし故ありて大伯父新田大炊助義重の
孫に来りて云々と書して田中岩松の地を領
三男時兼に至りて遂に岩松郷地頭職に補
せられ是より代々岩松の号をなすを是一つ
時兼の孫蔵人新田下野前司の
持ちとなりて下野の国を分ち興りて代ハ

新田下野守政経と名乗りけるか遂に出家して法名大輔
満純入道天用ハ実ハ新田左中将義宗の子也といふ
然るに天用といひて主家の跡を継ぎし由家を伝へて
内ハ今の万善寺屋敷の所に住しける新田治部少輔長純と
横子二所々
家純といふ名乗りし親の名跡を継ぎ今に至りて七世
新田を以て称号とす其子孫今に至るまで名を
存しける 門書写の正伝ハ言也ん乎此後
子孫新田の一族義貞の流ハ皆其裏へぬ其に
つきてハ岩松又其の流を継しにや主と祖
新田屋敷を構へて今に至りて孫本国と

能く治して永く箕裘の業を守り伝へ横瀬家の
紀綱を守りしハ南家の系図と西入道以来
累代に記伝を証して伝へ来りし家譜一軸
有伝記一冊法華経一部ハ左と
一巻にまとめける書物也といふ 秀ニ目録の文書証跡
少しの記録を写して今年之乱の中にも秘置しは
すなはち代々昌純の内意を継ぎ横瀬家の系図を以て
よりて昌純生涯に及ひ此の一冊を其子孫へ
此の條議記録をにハ一時の所縫とする南家
満丸の花山院にハ称する新居源氏昌純
の才乗年其山奈良山の屋敷と称せる所なりと

右世の花集字を作られし事は一條兼冬公
家よりの略第一巻ども出せるも　これを古く蔵せると云　古版の家系
に據りて考証補ひしかるに後年を以て別に
一編を作りて家に蔵し、是を信州[illegible]
[illegible]
[illegible]
家に於て当家の系譜を考へける人きどもの能くせし
二部の一にして備に歴世の事を考へて事を記す於
中天文以後より後に注釈を加へ註記を以て
[illegible]　世の人又当家あるを知りて新世の風俗
上を記しとて系譜と考へて後世に伝へ人多く

創業の中より名臣伝記の事に職掌
[illegible]又収年を備へて豊臣太閤の事を蔵する
由良もその所を失ひ後陰国に従ひ白石は
むかし本国に帰りてまた一所に居て終の地を定め
まうけて収集年の事業をなして自ら家に伝ふ
興廃盛衰天下に及びしかれどもいづれに倚る
しきし事共にて　神社閣国の名同家の系を
記しかれば下す又姉春殿の宮と系を注記補
守他の家老他家を継ぐ子孫漏れし世々に多く
秀頼以下の事あるを守他は性質非の

人丸の後ハ年つもりて文永弘安のころまてハ歌ありて
延喜天暦と申しゝ。よき事侍らし。のハ
其志道ある事あらハ須人丸の子孫絶ずあり
天海俗心蒔ニ書る所深く其の流派を伝え
敵所へ整所としぬ事般ニ洞人とあるまのもとて
所思の浮いできて文三織今を其了、ぬ、く
寛文三年に及ハ所の執政阿部忠秋の取扱
よりて新今の宗旨を御しまいます〇て之人の
道の事と書く事を始まり是尤の〆しるする
當代の浩園まよるまで御代由良の流派

新玉年ニ三子と新三年新解なりて文子先に
新書を本事へて書院を何ハすて男伝の家
書へ有をうらハ新まて家陽と並べてあるまする
義貞の宗派源氏〇に流るを称す寛文
三年の春　内裏回縁せしかハ関東しゝ示しを遣宣
せしる観察者にて何の一人として女院の御所
東福門院と称せし所日本の書事をして楷幹の者として書筆
御所にまかりぬ　御所道筆の日　御蔵の保り
伝え所あるハ其の保を御関係へよ総しく
出御ある人々ましまして御よるる観察ヲ称す

抑々此ころまての家も破滅に及ひしとき　第一巻
とけるあて親築ハ建武の功臣義貞に嫡流
まりといへとも今ハ世をしのひて知る人も稀に
彼ゆとまかく並しの後て万世の事　合為の為に
是へ申きたりし今井の寺に仕府まいりて何まて
の職を今せられいて年ごとに禁闕へ御給
也く　御覚の御起居とも寛をまつる関東へ
寄に仕ゆる事き内謁との事をとなして何事も
申次仕ゆるくハあらまほしく仕をさまへんまいハ
青和かれ御恩まで存しはからひを養しなひ召れハ

庫に　御覚より東都へ御使の御年
の秋遠さかる家の裔まで別し羅の御従まて召るに
居るに一分も其家を見しぬ　新田義貞の家筋これ存続せ
婦しまを憐みかいこの人ハ新田由良家の
庶家と右門とつきなし一の訓慣をとる人とて先
阿部忠秋へ中入まーし忠秋の言を見て是より
遂限を仰まるまてさるまて親類事を
役しる事御ある事にて新し政府の儀定も
あらはせの分にて何をも此の行人へ為をも遊りて後
此の家あ代侍へてよるもとより止めるまて事なく御はるには

赤座を以先君に仕へしかとも[illegible]枝術の事家
中をとろもしハ逆乱の歳を憂ひ[illegible]謹冒の
害を被りて此等の事にて能く災害を除き[illegible]
せられんと後世の為に是を傳へ弁ふる事を得ん
や此の家の新蔵の二個にて其先祖をある
のみ也にて詳なる年号を知らず今閲見の儀と
まつる由を以て[illegible]記しておりけりとて
抑[illegible]略して[illegible]つかふる家中の義勝
後時新蔵と共に之を勤めて年久しくして
一切にかくれて御用を果し居ひし由ハ

前絶義雄　義雄初め[illegible]大久保の家臣
[illegible]忠義と改む
書つきてもとの名を[illegible]と思ひしに今年に
宗氏[illegible]の文ども
[illegible]
[illegible]

文書の中義重で新田庄下司職に補せらるゝ下文一通ハゆゑあつて
其後かれこれに伝りきゆゑ多くの文書の中にはまじ
秘蔵のものなりとかくもとの家のうちに思ひしかと右の一通を得て
わすれかたき迹の跡にて日毎の披和もなく二月にて返しまゐらせ
某家のものを申請して前半にしても見きやしりなく大切の
文書どもこらしぬれば其ふしたるさき此紙は今に彼家に
伝へまゐらせしをく祖父今此文書の自筆につきて私の記のちは
海をも伝へし某家の聟となりて相伝へし事にて此下の家の事なし
たゞし此文書の字一ツにも筆勢はかりて一の某家どもき書はれ
書加へのもの一つこれとも此人の血脈慮実はかかるものゝやくらかの
遠き筆跡にも少しくおほむね多くに幸にも見えて書き居たる大助義重入道
此文書を以て寄合の始ともくも写しとうせ給ひしと此二男か新義重入道
の流をまじへし記して書き写して時写しる事をゆゆし詳らかに見とこるに
猶ハ当家の四代は全く此家の衣裳にて五十子代の記
此後ハ世良田長楽寺ゟ十世相続しといひし八ゝ永正年中まで
おやけく当家中興の祖宗の諡にて白きは入出しい此純高純
まて累代の事を継ぎ採りし家の宗信宗忠等のまとのれる間帰へは
のきとしてなく二にも厳て伝へ候此書翰藤原郎平の記村垣の寺に
あつといひける正統の中に宗家をは和せし時新井筑後守君美の相続に初て
そのときの事ハ我祖の後遠き事はかりて今の当家の主一にて杉(?)はて
長楽寺まて見るべき事なりては今洞然の禅寺にも落ちのこりし事
とぞ其の後又五十子の如代に見え相承の譲もありて関東多くの年の蔵に所
まつらひよりしおや山内の本杖相続を相承者なしそよりこの後と
伝へて上州白井より出張し寸五十子の陣といふは是より此所は
比新国寺の旨ハ仏家にて長楽寺の末院なりし中人にハ西堂松
とて開山の廟所也といふ古来あり数つらくいかの相続西堂
長楽寺と退居して世廃したりしを開基世ちよし時世跡をつくれ
しにや又此死に長楽寺にてきこしりしかど伝来の霊墓ともある
と聞えしに其寺に伝へし所のそのつきにハ今は所有
寺をうけて此二家の実録をはからざるに参りて此にハ父叔の
遺言をつたへ経を願ひき跡を正しき上野の国入道より
申して我先君にきてぞ乳母石隆寺の事跡をたづね
ハ是を本国に折して子孫に伝ふたゞつとめ

正字も遠けれとも思ひはつて文辞の鄙陋を
わすれて浅識の後には武きと観てる筆か
携さそへし能く其書を求て也
事を求るのへし禰尊族殺家に被求然
の意よ庶幾しと云爾

満次郎源富純

靱負源義雄

家之紋

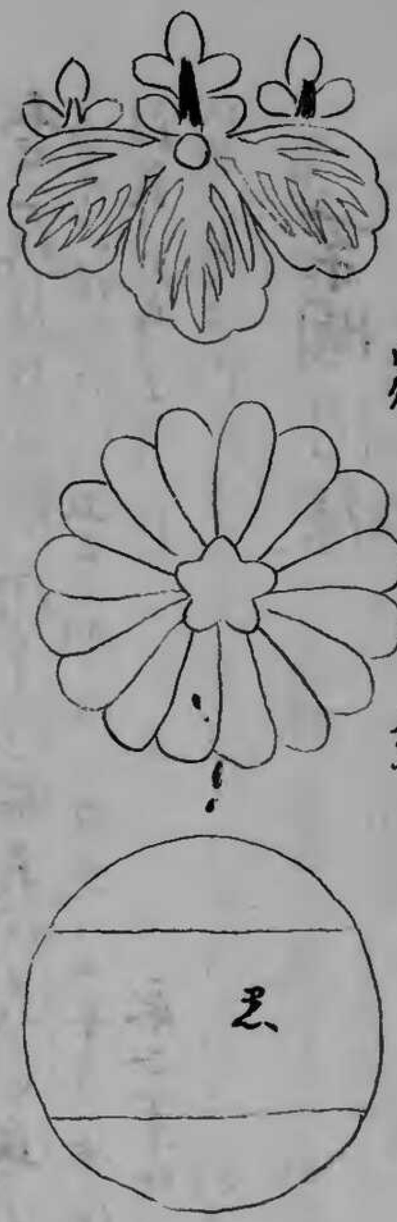

這ノ五三ノ桐十六葉ノ裏菊ハ禁裡ヨリ被下シト
申傳ヘル

松平二家ノ御紋ト照ス更ニ未知候岩松山青蓮
寺ノ宝物ニ有ル新田代々源尚純文亀年中自影ノ
紋ニ桐菊ヲ見ル所未知ニ於疑無シ又新田家

御紋所数ノ少キヲ考ルニ後醍醐天皇ノ寵臣左中将源
義貞卿ノ時カ第十三代源家純吉野ヘ参内ノ日
南帝ニ於テ勅許カ此二代ノ間ナランカ
又大中黒ハ白地ノ中ヲ一筋四ツ二ツ黒ク染タル紋
紋章ニハ外ニ分ノ物テ用ル
私云一統後柏原院ノ御宇源植義国嗣家奥羽
三年ノ頃印ニ依テ五三ノ桐ノ紋ヲ赦免ト云事ヲ中国
防長ノ大守大内ノ臣立雲斎ト云人ノ永正年中ノ
記ニ見タリ

系圖附録

新田太郎九條院判官代左衛門尉従五位下
大炊介源義重贈鎮守府将軍 私云後陽成院御宇慶長年中
東照宮ハ現任太政大臣ノ間勅ヲ辞セラレ其代リトシテ始祖義
重公ニ贈官御願是ニ依テ慶長十六年辛亥三月廿二日賜
府将軍ノ勅有リト云
父者清和天皇第七代八幡太郎出羽従五位下行鎮守
府将軍源義家ノ三男従五位下足利式部大夫
判官源義国也近衛院御宇義国参陳ノ白馬
ニテ大炊御門右大臣公能公ニ行逢奉リシニ侍従
身等迄ヲ宰リテ馬ヨリ下ス居以テ義国ノ郎従等
安カラス事ト思ヒ彼御所ヲ焼払フ依之勅勘ス

義家ノ下野国足利ノ別業ニ篭居仕仁平四年三月
十二日出家荒和賀入道ト号ス久寿二年二月
廿三日卒ス御廟岩松青蓮寺ニハ西林ノ本有之 一説河内陵所宇都宮所之年依竹
下系図ニ見エタリ 近付ノ大相ト三テ十三才トキ給テ
関東ニ下リ下野国足利ノ庄足利太郎基綱ノ跡ニ
下着基綱ノ女ヲ娶義重義康ヲ生ト云事詳ナラス

義国三男子ヲ生ミ玉フ一男ハ新田太郎義重
母ハ上野介敦基ガ女
二男足利冠者季郎早世 三男足利
新太夫判官義康 母ハ足利太郎基綱女トモ云
私云数人足利ニ栖玉フ其御子足利ト號ナリ源義兼母ハ
熱田大宮司藤原季範ノ女御長ケ九尺二分建久六年
三月上下東大寺供養ノ日出家法名 鑁阿寺殿

足利庄鑁阿寺ヲ建之 元年二月八日 歳ニシテ卒シ玉フ此
人治承年中始テ北條家ノ縁者頼朝将軍ノ相聟ト成テ
官禄帰進足利家ノ繁栄是ヨリ之 其一男足利太郎
義純母ハ甲ニ二男足利左馬頭義氏 母ハ北條時政ノ女
家ノ正統尊氏将軍ニ代ノ御高祖也 時人足利

然ルニ義国ノ嫡男義重ハ上野国新田ノ庄ニ住玉フ
因テ後白河院ノ御宇御下文
私云左馬頭トアルハ近衛右大臣基實公ノ御事ニ
保元二年ノ比正二位権大納言ニテ左馬寮ヲ兼ル
右ハ公卿補任ヲ以テ考ル

左衛門督 家政所下 上野国新田
御庄官等

補任下司職

源義重

右人依為地主補任下司職如件

御庄官等宜承知依件用之敢不可

違失故下

保元二年三月八日

業主宮内録菅野

令前中務録山（花押）

別当散位三善朝臣（花押）

散位紀朝臣

散位中原朝臣

大監物藤原朝臣（花押）

散位藤原朝臣

明法博士中原朝臣（花押）

此人ノ云是論旨非ノ同宣ハ近衛殿家ノ應直ト云

右十已カ此文書浪人正本某持傳ヲ由來ハ後藤ニ入

書スト物語也

按ハ雛ヲ大間ノ人ニ據ハ原ヲ補傳ヲ任御ト云（

玉フ京都大番ノ序テ仁安年中男山（岩清水）ノ杦
ヲ携ヘ一本ノ三町ハカリ川ノ辺ノ南ノ方ニ植テ其印ニ
石清水ノ八幡宮ヲ勧請在リ地名ヲ岩松ト改ム
社ニ安置ス堂ヲ建立ノ尊体ハ御丈五尺ハカリノ
弥陀ノ像ニシテ歴代ノ神躰ナリシテ慶長年中岩松
地頭樹京式部大輔康政是ヲ改テ円国館ノ林
居岩寺ノ本尊ニ遷テ今ニ在リト云其后尊躰
ナキ事ヲカナシミテ亡父満次郎秀経主親義勝
ヲ寛文九己酉年八月十五日再興御両親ハ法施
面影ノ御姿ニテ弓箭ヲ帯シ玉フ馬上ノ神像ヤ社
人今ノ長谷川山城守カ家五百余年室代ノ社家ヤ
ト申シ傳フル別當ハ同在世良田ノ々館ノ坊ナリ
此寺昔ハ岩松ニ在シカ中比新田義貞朝臣滅亡ノ
後御跡ナル事ヲ憚リテ里民住てサリケレハ

茲ニ八幡ノ別當所ヲ戴キテ感徳山惣持寺ト称スヲ
時ノ人昔ノ館ノ跡ナルカ故館ノ坊ト呼フト云又岩松ニ
之別當ノ跡寺屋敷ト云所支孫年中ノ四キ水帳ニモ
見タリ其所又代リテ社人今ノ長谷川氏カ宅地ト
成ル　又里老ノ説ニハ八幡ノ神馬ハ驄ナリ是ニ依テ
五十余年以来神躰再興ノ旧モ我先君ノ好ミニテノ
御馬ノ影ゑ葦毛也トトス近年ノ事ナカラ此事
不審シ云傳フ上列ノ惣社一宮明神ノ神馬芦毛ナル
當国ノ人驄ニ乗ラスト云支義貞朝臣ノ軍記ニ見タリ
若シ先君此事ヲ覚ヘ誤リ玉フカ外ニ放實有無
カ知ス一説清陽男山八幡ノ御躰ハ僧形ニテ御在
スト申ス

又一宇ノ伽藍ヲ建立シテ不動明王ノ佛像ヲ安置
呑嶺山安養寺ト号ス晩年ニ遷テ寺尾ノ城ニ移レリ

私云東鑑ニ治承四年源頼朝公雖遺御書下能因数
上野國寺尾ノ城ニ軍兵ヲ襄ノ自立ノ志ヲ構ト有リ依テ
考フル
東照宮慶長十七年大鴻ノ師大光院ヲ御草創ノ以前義重
公ノ御廟所御尋ニテ今ノ御宝塔ヲ取出シタルハ新田
ノ庄寺井村也地名往昔寺尾ノ御城跡ニテ御宝塔アリ
御法名ハ大光院殿上西ト申シ奉リ今モ檀浄土宗ノ
小院アリト下境ニ寺號音司師ノ言上ニテ已ニ大光院
御建立成ル寺尾寺井音通スルト云事カ未詳旧記
考ルニ東鑑ニ上西入道ノ逝去ハ建仁二年正月十四日也
其世ノ謚ニ院号ヲ以呼事多シハ五摂家当ノ外ニ
不聞況ンヤ義重様宮ノ人ヤ其一ツ又彼ノ古廟ヲ
義重山新田寺大光院ト云傳ルノ説何トヤラン不足
其世ノ風俗ニ聞ヘズ其二ヲ又葛家ノ系図ニ岩松
太郎竹葉ノ子寺井次郎 金井三郎 田部井四郎 当

是等ニ家ノ稱号ヲ見ルニ村並自カラ續タル郷也其三ツ
又佛家碩学ノ人ノ説石塔ニ佛像ヲ模シ梵字ト
刻ム事三百年以來ノ事也トス彼ノ石碑ハ模様アリ
是年老ノ違ヒ二百年其四ツ正木ノ文新田ノ庄田地
図孫ノ中ニモ黄尾トハ無ク寺井村トアリ又東鑑ニモ
上野國寺尾ノ城トアリテ新田ノ庄寺尾トハ無シ其五ツ
彼此全ク寺尾ニ非ズト覚エル一説西上野今ノ高崎
城ヨリ一里程辰巳ノ方寺尾ト云所ニ義重公ノ御廟
ト云人有テ貞享年中家臣義雄然ト彼地ニ訪テ
見ルニ永福寺ト云禅林ノ境内何ホ山ノ半腹ニ義重ノ
御廟也ト云テ高サ四五尺ハカリナル四方面ノ古石塔
一基有リ住僧ニ問ヘハ則チ答フ昔新田義重ノ寺尾ノ
城トナリシ地也因テ御廟アリ百年ハカリ以前
天下様ヨリ近日御名代御出仮テニ随テ寄進ニ
除待ナリシト御代官ノ中沢ニテ附ノ折緋ノ[illegible]

驚キ大切ノ御石塔只今ニテ如在ニ仕ヘトテ御碧ヲヤ擧
有リシ村中ノ百姓ヲ寄セ一兩日スサハラヲスヽテ御
石塔ヲ砂磨ニ仕リ相待ツル処ニ御代官ニテハ無御
見分トシテ林之越中守御出足ハ新シキ石塔ヤト
御ウレ御ウレ候マヽ在役ニテハ御存ナクハ御来ヘノ
爲ノ随分苔ヲ拂ヒ此間磨キシトナリトシハ丈ニモ
セヨ是ヲ四百年先キノ御石塔ヤトヤトテ候従ノ
證処無シト仰ウレ御帰リナサレ住持ノ不調法故座
説ツ様ニ不成是非ナキ仕合ヤトヤ傳ルトモ云妻ク思
ルニ又丈ヨリ七八十年風日ニ晒シテ仰ヒタレトモ必其世ノ
石ト見ヘス其外里談モ若説モ無シ義雄暫ク細
近邊ノ地名ヲ問フニ絶ニ拂ヒ在ヲ山名里見桃井ト云
村寺尾ノ左右ニ隣ル新田ノ庄ヨリハ此処行程漸ク六
七里程ナラクハ此地上西入道ノ創業ニシテ山名里見
ノ両息ニ譲リ又新田ノ庄ヲハ新田徳川ノ二子ニ与フルカ

一説頃日聞新田庄金井村ニモ永福寺ト云禅宗ノ小院ニ
義重公ノ御廟アリト云使人尋ルニ唯里俗ノ雑説ニテ
ニテ随成口實ヘモ無シ保先キニ云西上野寺尾ノ禅林ト
東上野金井ノ古寺ト永福寺ノ称号相合率モ恐ラク義
ナリ今林義重公始メ保之年中新田ニ御庄官トナリ
東鑑ニ見ニ自立ノ御志有リテ后西上野寺尾ノ城ヲ
超立領シテ一国ニ蟠リ東上野ハ新田徳川西上野ハ山名
里見四家ト分ル其環衛七八里存子各其在所ニ永福
寺ト云梵宇ヲ建慈父ノ廟ヲ祭リタヘヽウナラン御建禮
ハ何レノ地ニ歟又新田ノ庄若嶺山安養寺不動堂
始天台后通言宗上西入道御建立ノ地トモ傳フ考ルニ是ハ現世
祈祷ノ御寺ナラン未来現在ノ祈リ必ス別院ナルヘシ
又良田山長楽寺開基ハ上西入道ノ御作仏執済陽道仕
寺ノ開山釋ノ榮西第一弟釋ノ榮長禅師ニシテ寛永四年
十二月十四日開基四郎新田次郎義季法名榮勇ト云
本彼寺文庫ノ記中ニ見ヘタリ義重公逝去建仁二年

ヨリハ此寛文四年ハ凡四十五年ノ后也 又一説ニ當家系圖ノ内ニ義国ノ御事書ノ下ニ御基山岩松青蓮寺ノ西ニ杉ノ木有之トアリハ義重ノ御墓ト云事ヲ書写ノ誤リニテ前ノ義国ノ下ニ書タリ 臣云未詳

又釋 榮西禅師ニ関シテ克ク禅ヲ修スルト云 法名上西

今景義重ニ師ノ一字ヲ取リ玉ヒ西ノ字上ニ有ヘキヲ下ニ置ク如何係ヲ釈ノ栄西又栄上上人ト号ス然レハ四字ノ内下ノ二字ヲ摘シテ上西ト号スルヤ

建仁二年正月十四日 御歳六十八歳ニテ卒シ玉フ 義重御子 餘多 一男 高林太郎義俊 二男 山名伊豆守義範 三男 新田太郎義兼 四男 徳川二郎義季 五男 額戸二郎経義 六男 義益 七男 昌尊 外ニ女子一人

悪源太義平ノ妻也 保元ノ亂ニ夫義平戦死ノ後愛慕ノ心深ク其首ヲ得テ世良田ノ郷ニ一宇ノ梵宮ヲ建テ尼トナリ彼ノ菩提ヲ弔フト云傳フ 寺ハ絶テ今其跡ノミ地堆ク纔ニ漆ノ木有テ義平山ト云傳フ 上民此處ヲ過ルニ馬上スル時ハ必落ルト云

私云東鑑ニ新田冠者義重主殿御気色是彼ノ息女ハ悪源太殿嫡御也後室也而武衛被仰以伏見冠者廣綱潜雖被通御艶書更詩容ヲ无無之間直ニ被仰父主殿處義重之自尓依迴思慮禅御台所御後聞俄以令嫁件女子於師六郎之故也 此説ト不同

御花押 私云大嶋大炊第二十二世ノ住持詮索是ヲ求得テ元禄十四年ニ義重ヨリ五百年ニ及ヘル御ノ日ニ新田寺ノ文庫ニ置ト云 考ルニ此文書甚不審シキ事ハ此末弟六代新田下野守政経ノ條下ニ見ル 義重ヨリハ

徳川二年義季ノ御母エ御譲状ノ御花押ハ形相違セリ
但御判詐リシ事モ有シカ後世混合

譲之所録
郷父事假渉之
吏神兆猶礼全
安文不殆个度
孝舜類全
本從者兆様
矣道

正道
太子根本
為観世音
軍有利下ハ
為君是心
南無
新田
義重

清寒女

又家傳ニ里見山名両家ハ兄ナリト云ヘ圧庶ノ
子ニ準スルト云傳ノミ 三男

第二代
○新田蔵人義兼 母ハ豊嶋権頭源親康ノ女 哲聰之太郎也此人
惣領トナル 永元東鑑ニ文治元年ヨリ建久六年マテ十ケ年ノ間折々新田蔵人義兼ト云事見ユルハ此人也

鎌倉将軍家ヨリ
下 上野国新田庄任人
可令早収本所義重為地頭職郷々事
村田郷 田嶋郷 中今居郷 一井郷
田中郷 堀口郷 多古宇郷 綿打郷
米栽郷 萩墓郷 上女塚郷 高嶋郷
右件郷々如本可令致義兼為地頭職之状
元久二年八月日 此年号義重公逝去ヨリハ四年目也

右ハ正本ノ文ニ見ル 私云是ハ岩松家ヘ譲ル所ノ文書也ト見エ義兼ハ新田ノ惣領ノ跡此外ニ為有人ニテ傳ル處ノ領地ハ又別ニ有ヘシ

家譜ニ足利上総介義兼新田蔵人義兼同姓ノ
従父兄弟ニシテ同名兼ハ故アル事ナリ 新田ヨリハ
義カ又足利ヨリハ義カ子ト唱フルト云 未詳御子
二人男子ハ新田蔵人太郎義房武勇才藝
無双ノ器量蔵人ニ補セラル不幸短命ニ二

十一歳ニシテ父ニ先達テ死去ト云。
私云東鑑ニ嘉禎三年ヨリ寛元二年ニテ八ヶ年ノ間折々新田太郎ト見ユルハ此蔵人太郎義房ノ御子又太郎政氏ノ事ヤ。同書ニ寛文二年四辰六月十七日新田太郎為令勤仕大番在京是上野国役之故也而補所労俄遂出家仕不示解事由於六波羅並番頭城九郎泰盛爲之由依有注追被今日評定之次被経沙汰任被定置之旨可ト召放所領之由被定之云云

此家ハ弟別新田ノ嫡流義貞公ノ御先祖也其御姉一人

弟民

○岩松ノ女子ト申是ハ先ニ云足利上総介義兼ノ一男ニシテ左馬頭義氏ノ別腹ノ兄足利遠江守

義純ト再従弟副ノ夫婦トナル此義純如何ナル故歟父義兼ノ勘当タルニ依テ足利ヲ立退キ新田ニ来ル私云此筆足利大日堂ノ縁起ニモ見タリ日堂ハ上総介義兼ノ御建立ナリ大伯父上西入道是ヲ御憐ニ有テ御孫義房ノ姉ト夫婦ニシテ岩松ノ舘ニ置ト云是ハ岩松家ノ起リ也

此妻男子二人岩松遠江太郎時兼田中二郎時朝ヲ生テ早世義純縁トナル其後元久ノ年中実朝将軍ノ御所ノ畠山二郎重忠敗死ノ跡尼御台所ノ命ニテ再ヒ重忠ノ後室北条時政ノ娘ヲ一所ニシテ彼ノ畠山ノ一跡ヲ給フト云。

私云源頼朝ト足利ノ義兼畠山重忠此三人ハ北条時政ノ聟也然レハ重忠ノ后室ハ義純ノ嫡母ノ為メニ妹ナリ其代ハ風俗ハ知ラ子トモ伯母ト配偶アランヤウナシ疑フラクハ重忠ノ没後伯母岩局ノ為ニ従厥ヨリ此義純ヲ以テ胤續ノ令有ケルヲ后誤テ彼ノ後室ヲ妻トセシヤウニ云傳ヘタルカ

故ニ畠山遠江守義純ト号ス其生處ノ子畠山上野介義国ハ是源氏畠山ノ祖也物新田ニ残ル子

第四代

○岩松遠江守太郎時兼 母ハ新田義兼女 法名道人 祖母方ノ祖母新田義兼ノ後室ヨリ上西入道殿以来譲コレニ依テ岩松ノ館ニ住テ新田嫡流ニ双ヒテ岩松ノ一家ヲ興ス

将軍家政所下 上野国新田庄内

岩松下今居田中

参箇郷住人

可令早任故義兼譲状以後家尼地頭職事

右人任彼譲状補任件職於有限之年貢課役者任先例可致沙汰之状所仰如件以下

建保三年三月廿二日

案主菅野

知家事惟宗

令前書吏清定（花押）
別當相模守平朝臣（花押）
民部權少輔兼遠江守源朝臣（花押）
武藏守平朝臣（花押）
書博士中原朝臣（花押）
散位藤原朝臣（花押）

将軍家政所下　上野國新田庄内拾弐箇郷住人
可令早以源時兼爲地頭職事
田嶋郷　村田郷　高嶋郷　成墓郷　二児墓郷
上堀口郷　千歳郷　萩墓郷　田部賀井郷　小嶋郷
米澤郷　上今居郷
右件郷〻、任故入道義兼後家可進之避文、補任
彼職、於有限之年貢・課役者、任先例可致沙汰之
状、所仰如件、以下
建保三年三月廿二日　案主菅原
知家事惟宗

令旨書范清原
別當相模守平朝臣
民部權少輔兼遠江守源朝臣
武蔵守平朝臣
書博士中原朝臣
散位藤原朝臣
ゆつりわたす上野国新田庄内
やしき岩松郷元春跡庄内方吉郎闕事
源時兼

右件りやう[illegible]、ゆつりわたす事、ちゝや
まこにいたるまて、孫にいうみゆて、まちゝさの
さまたけあるへからす、ゆつりわたす所の事
如件

貞應三年六月廿九日　にうのあま
私云岩松女子ノ母ナリ　新田義重後室也

下
上野国新田庄内岩松郷
補任地頭職事
源時兼

右人任祖母尼貞恵三年〈癸巳〉正月廿五日譲補任
依之状所仰如件

嘉禄二年九月吉日

又此時重之妻ハ相馬五郎能胤娘タルニ依テ譲状

ゆつりそまつのよこせんのわちの事

行方郡内
千倉庄加比草野之
たかやのかう、
てつ(手賀) ふせ(布施) ふちこゑ(藤意) のけ(野毛) さき(崎)
以上五ヶ所也

右ところハよこせんのりやうとしてねうほうのけ
きうちきともちかひやくちやくなんと
いふあみたけわのてもあわんにこそいはるる
けんもんこもよせてねらふをハさうしたへし
よつてこにちのさうゐのためにゆつりおく
うたかひなかるへしかの件

嘉禄三年十二月日　平能流
平氏子 字古用

将軍家政所下
可令早領陸奥国行方郡千倉庄加比草野郷〈野毛〉并下総国
相馬御厨内布野藤意野介郷地頭職事

右人任父能風嘉禄三年十二月日讓状并假名之状
可依件以下
貞永元年十二月十三日　前左京亮菅野
散位清原
今　左衛門少尉藤原
別當　相模守平朝臣
武蔵守平朝臣
右ノ文書真名四通假名二通都合六通ハ正木ノ
文ニ見ユル
傳云本家新田蔵人義房早世ニ至ツノ后其子
新田太郎政義幼年ノ同家ヲ二ツニ分カテ徳川

岩松ノ両家ヘ預ル是ヲ半分ノ惣領ト申半分
テ當家ノ親族ナリト云傳フ
私云此説家傳ナレトモ不審ニ考ルニ系図ニ蔵人太郎義房年
一歳父ニ先達テ死去ト有ルハ義兼又嫡孫命ト見ヘタリ義房ノ
子太郎政義幼年ノ間同姓ノ親族ナレハ徳川岩松ノ両家ヨリ
後見セシハ勿論ノ事ナリ然レ氏家ヲ二ツニ分テ半分ノ惣領ト
云事ハ未詳以テ之ル
今案スルニ東鑑ニ寛元二年新田太郎政義所領ヲ召放サル此時
彼ノ跡ヲ徳川岩松ニ二ツニ分ケテ賜リタル事ニカト思フニ左ニハ有ラスヤ
新田太郎政義身分没収後五ケ年ヲ過キ宝治二年ノ春ヨリ弘長三
年ニテ十六ケ年ノ間折々新田三河前司頼氏ト見ヘエレハ徳川ヨリ
本家ヲ相續ヘシタル事紛レナシ此時岩松家モ其半分ノ地ヲ
領テハ新田ト称シ頼氏同格ノ軍役ヲ勤ヘキニ姓名見ヘサルハ
然ラスヤ保テ正木ノ文ニ文永五年五月備日下野守頼有ヨリ
岩松太郎政経童名亀王丸ニ新田ノ庄ノ田徳川ノ郷ヲ始ノ
所々ノ讓状有ルヲ見レハ本家没収ノ后二十五三年ヲ經テノ
徳川家ヨリ岩松家ヘ分地セシ事モ紛レ無シ然レハ惣領家新田

太郎没収ノ跡徳川家ハ相続ス下野守頼有三河守頼氏兄弟
自然ト二家ニナリテ後岩松太郎経兼ノ子亀王丸ハ頼有
外戚ノ孫タルヲ養子トシテ其家督ヲ譲ラシ新田下野
太郎政経ト称シタレハ徳川家ノ為メニハ半分ノ惣領ナレシ也
然ル支ヲ混雑シテ本家半分ノ惣領ト申伝エタルカ

此時経兼御子餘多有一男村田太郎頼兼二男寺井三郎
三男金井蔵人三郎長義四男田部井四郎経氏五
男岩松五郎経兼六男薮塚六郎朝兼七男田嶋
又太郎経国也 第五男ヲ

第五代

岩松遠江五郎経兼 母ハ相馬五郎胤村ノ女 法名道定 岩松ノ
家督并父所帯ノ譲状

此二通ノ文ハ父時兼ヨリ五郎経兼ノ母足阿ヘノ譲状也此ヲ
経兼ヘ遺シテ持伝ヘシト見エルや

譲渡 ねうハうの所

あきのくにはくいはらのさとむきしのくに
ちんのちやうのさとの内まんきうの郷
右件の所ハ時兼ちやくあいしうをゆつり
わたす所也ちよしやうあるへからすいさかねん
ふちやくまいらせて候はんはたよりのせいにさき
といてまいらすへくうちのそうりやうのちか
にゆつりわたす所也

寛元二年八月八日　源時兼（花押）

譲渡　いやこせん乃所職

上野国新田庄内かゝやのかう

かう同すかしほの村のなかや乃むら

右件乃かうゝむらゝは、時兼重代さうてんの

そうりやうかきうやあつかるわんくわやくにいたる

てはせんれいにまかせてさたをいたすへし

そのほかはいさゝかもてまつらくさのさまたけ

きあるへからすさうのいはいろたてはせんれいは

まのあつしゆそかつまゆまにゆつるわさなし

いふきもこうのちのわかことしいそうは

そのさんさいまてあつかりよそ乃もの

りんのさまたけゆめゆめあるへからす如件

寛元二年八月八日　源時兼（花押）

譲渡　上野国新田庄になかのの乃

さいけいらもいろこせんの所

そ念房乃さいけ同源三郎入道のさいけ

兵あしのさいけ

右かの所いせんをさらえ人のまはる　さや
よそなのさ角けなしそうあらくにのへ
まの村いさきまる弟にゆたゝふとりへとるさの
さいけいうもそうやはなひつへしてとらこせんの
やき所れかまゆりやさし皆ゆまく
くきのさ角さけあうへをすさうひしあきい
こくまてあうんし文之ゆりまきらくさる前し
のろ事せられつこやハなもけりまよ上田上町
之んかなやまよ上田部けよ人を京かまくの

あらちんといひかいうちんといひかんにこれ
五冊かく此なに十むへしすうしはよ細きていい
かやるよ筆はせぬこいつれはに京吾角くるの
くらしよ細きてくいかしあまへるの化やしけの
はなんくさしうるてはまさ智かうんしやこの
時のまゝてあまへくらく之人のさいとあるへ
うられりさぬむ脇はそむきてけつるの紙を
いろさんするとあつい心はいしはかまくる
とのいトてさぬゆうア拵の心とくのさいきよは
かまへし何たまくらちとちんまゆうつると

いさゝかもやまいくのゝ乃さまさけあるへく
候うす状如件

弘長二年八月廿八日　時家筆　覚心

譲渡　武蔵国春原庄内万吉郷公文職

事

右件所者依為重代相伝、不顧譲与孫子所也、
所也、故以て有限所役二乃可勤、若故女房に譲所を
死期ちかくなりて一万五千段ては故女房所々
すゝきり遺言之趣にまかせて此状所

状ニ任て、五段之所をハ故女房乃墓所堂ニ永
寄進する所なり、故有所役者
住僧為其養毎日可致勤者也、於彼田者段別
公私不可有一向之煩者也、但於無状不可有相違
仍譲状如件

弘長三年二月二日　覚心

右真名一通仮名二通都合四通
文書ハ正本ノ文ニ見ル

此嫡子兼如何ナル故カ五男ニシテ父ノ遺跡ヲ継キ
岩松ニ住ス其子

第六代

〇岩松吉郎政経 世ハ新田下野与松有ノ女 一重名泉皇主頼ヲ
御継父新有川子ヲ云キニ依テ徳川家ヘ養ハレ
玉ヒシ故世ヽ八代新田下野吉郎政経ト号シ岩松ニ
住ス徳川ヨリノ御譲状

後ヲわすれ候ヘやしの事 かめわか 御紋

一かゝけゝの玉 新田殿

よくかわれかゝ よろせの御わし

わひぶのわし

一遣ス海我玉と三狙之 来方 西方

誓子事

一きゝしれ玉 永開のかゝ

右新田殿門の事をちハ義代さまでんの
らんこゝの事をしるのるにせんかんのこん世ヲ
源氏にゆくすびてあんどの御下知を申
あふへりさまへ候ニかつめわし兎ハかの源家の
ちゝくさるあいそこう候ヘやらえしてちや
うにとそ御事英てはゝのもんしハ
あいもへてやゝたいとかきてかめわか家ゆへ
わらそいこ御おくまして きやしこ大びんハ

奉のける事かさねてぶぎやう人ま(?)ふさるまじ
てかのねしゆ(?)さいて并ごけかんよりもされば
ませこ所のよしとうばさいめんしゆ
ゆるさるる所てさしかたく思(?)やくちよちへき
状如件

文永六年十二月廿日　前紀源判(花押)

ゆばる免のかりくれはとくれづかかりきく
ちうたのみえつるかるんれさきとちもつか
らぜんのてがんおるさてろはあかしに
これらねに申つとりて百さいざいのそれ

あてさしえざへあらしもくゆつるなりぬ

仁安三年十一月廿日　源(花押)

下(花押)

こあまるあれとらんわこごそのりてのるをし
にられみさまいゆばるかるありのかさらいさう
ごせんをろかよあるへつるをれいうつそもし
かんとていらいてきにごせんかりてはつれゆうかる
りかぶるるかうつよあるべうごせてんのつこそ

松かえ(家)はゝかひらく(仁田)かみ(上)とも(下)に(田中)ひらかわ(大舘)うく(猶)
かいこ(へ)みなきへ(押)きよ(田)いて(井)の(公)ゝ(塚)にはかすた(世良田)み(三木)はさ
(上)のみ(今井)いまい(下)こも(今井)いまい(ハ)か(上)みに(平塚)よし(下)へしも
え(平塚)よろき(ま)さゝき(岡)下(長)ふき(得川)しく(世)(年)にう(八木)やそ(沼)なよ
このかくそういまのいはふてはのこりよ
たけあゝうにあれのとし

仁安三年六月廿日（花押）

今案ズルニ此三通ノ文書義重公ノ御真筆ニシテ徳川二郎義秀母ヘノ譲状ト見エ東鑑ニ義重ハ頼家将軍ノ御時建仁二年正月十四日行年六十八ニテ逝去ノ人然レハ此仁安三年ハ未ノ三十四歳ノ人子孫ヘノ譲状ハ早キ事ト思ハルレト又正木ノ文ノ中ニ應永二十二年岩松修理亮満親カ文書目録ノ二義重公ヨリ義兼ヘノ御譲ト状義兼ハ安二四廿八ト有ヲ見レハ夫ヨリ僅カ五年過テ後三十八歳ノ時ノ事ナリ甚ダ以テ畏フニ軍ハ繁ト此ハ死生計ガタケレハ若人モ早フ書置センセノナラハシ成ベシ系図ニ新田殿ハ義兼ガ嫡腹ナリ太郎母ハ豊後局權頭親廣カ女ト有テ義兼子カ母モ同トアリ然ハ此文ノ門ニ子餘多アレト來王御前カ母ノ事思ヘハトアルハ次郎ニ義季童名來王御前ト云テ母ハ權頭親廣ノ息女ナルカ又別ノ女ナルカ橋考ルニ德川次郎義季ハ後新田入道法名榮勇ニ御子二人新田下野守頼有同ニ河前司頼氏是ヨリ德川世良田ト志ト長ノ流ハ德川ニ住タマフ是御当家ノ御先ナリ又只頼有ハ始ノ子無ニ因リテ嫡孫岩松太郎政經ヲ養テ新田下野太郎ト称德川家相傳ノ領地ヲ分テ譲ラレシトモ傳ニ事門正木ノ文ノ門ニ文永二年五月晦日頼有自筆ノ譲状ニ見テ附合スルセ然レハ此文書岩松ノ家傳ヘシハ元ノ事ニテ全ク義重公ノ御自筆覚也

永譲状

太郎政經所

上野国新田庄内 ・田嶋々 ・ 金井村
岩松郷 千歳郷 ・手塚郷 ・
武蔵国 乃吉郷 陸奥国 千倉郷
下総国 相馬御厨 ・加草郷定
陸奥国 巨瀬地 野毛崎村
相模国 中ゝ畑 阿波国 生夷庄
右件所々者 先祖相伝所領也
代々手継證文相副て 太郎政経に譲也 故
為後代明鏡状 立とおて公事をとこ以之をうへき也

但譲のこす所々のあまたの人々ハ 政経領知の内西田居
内田三町 在家二宇とよ御前に譲所也 同西田居内
田二町在家一宇ヽあつき御前に譲所也 さらの田在家
あらハ 政経知行てかの二人の女子にわけあつへき也
女子一期後 政経知行すへし 野毛崎村ハ女房に譲所也
女房一期後ハ政経知行すへし 一期のほかハいさゝかの
わづらひをいたすへからず 且女房のといふへからずなとかす
頼ゝそハ一人の子ともおもへそ六ハ 冊ゝ領知ハ
子孫のまてはいとほしくあつかふへき也 ...
かゝるものハすつへき也 但田一所在家一宇 知行ていづれ

雖未々も不可有違乱、仍為後証之状也、仍
譲状如件

治安之十月三日　前通定（花押）

新田下野太郎入道々完代覚海申上野国新田
庄田嶋郷用水事

右件用水者、新田二郎宗氏為領一井郷派水、令
耕作田嶋郷之条、往昔例也、而宗氏子塞件用水堀
之由申之、宗氏雖陳状、去年冬奉書同行事并宗氏
令不違乱之上、為向後可被統御下知之旨、覚海申之
然者任先例、可通用水、依鎌倉殿仰下知如件

元亨二年十月廿七日

相模守平朝臣（花押）

修理権大夫平朝臣（花押）

本願所之注文

上野国　新田庄

武蔵国
春原庄内百倉々　深江々　小泉々
行柳村　大蔵々　倉賀野　左衛門
薊田々　小林村　魚南村　得米名加沼々
嶋田々

上総国

秋元右門大谷村

下総国

原嘉兵衛　年寄右衛門　野毛崎村

茶内右衛門　宇兵衛

相模国　長蔵　文永六年六月廿七日

伊豆国　宇之助

上野国新田郡大之門　大将六郎事

大嶋氏　大田氏　島山氏　長永氏

平年経氏　高梯氏

文永二年六月　日

右参候家徳川實家并岩松両家義状等弥明白ニ正本ノ文ニ見ル

此政経後ニ西谷頼賢ト号ス今庄西谷ノ郷ニモ住玉フカ　一遍上人ニ師依岩松ノ郷ニ壹宇ノ加藍ヲ建立岩松山青蓮寺ト号ス法名青蓮寺殿道空是ナリ　嫡子餘多　一男岩松兵衛尉入義政（私云太平記ニハ岩松兵衛義正ト見エル）官軍ニ属シ建武四年越前国金崎ニテ生害　二男本空　三男岩松三郎兵衛太輔経家　四男岩松四郎（私云系図ニ見タル三人武州女影ニテ討死トアルニ足利氏二年七月廿日武蔵国入来川ノ邊リ女影ニテ渋川刑部大輔義季等ト一所ニ討死ニ玉フハ兵ア不惜一人也一男兵衛尉義政又本空ナ四男岩松四郎トク内都合見ス三人所ニ也ト云也）第ノ三男

第七代
岩松二郎兵部大輔経家相續テ岩松ニ住ム新田
左中将義貞ト一味元弘三年ニ廿鎌倉責ノ時
私云太平記ニ新田小太郎義貞旗ヲ挙兵ヲ起シ笠懸野ヘ
出ラルヽノ日岩松三郎経家ト見エル

新田一族ノ内別シテ戦功高キ人ト申傳ル
私云正木ノ文ニ應永三十三年岩松伊豫守満長代成次讀テ
云〻ト有ル文書ノ内ニ甲斐国安村ノ村郷右ノ地ハ右之代
并水家法師跡ハ論所ノ事ニ候異儀者也如之将軍家
数通御判書有之為別之代返計事ハ自将軍家御教書
者相又無相違経家并新田義貞為高祖之家自今以来
御代ニ今日事也子細之理文高祖以来證候不可在此動上ハ
右早并水厳密御成敗為下給選御判證言上如件ト見エルハ
大境宮ノ今ニ至テモ正木論所ト称セシ事カ

建武二年七月廿二日武蔵国女影ニテ討死
私云太平記合戦ノ次第ニ渋川刑部三河守頼重時行ヲ
云云テ国司将士左近少将入道清ハ押寄ケルハ少将入道自害

セラレケリ建武二年七月十八日ニ上野国ニ打入郡庁左近大夫将監時政ノ
一類并国中ノ勢馳加リケリ岩松ニ弟左衛門佐家兼川ニ
馳向ヒ一矢射テ終ノ小勢ナレハ鎌倉ヘ馳上ル又梅松論ニハ建武
二年七月廿二日武蔵国女影原ニテ渋川刑部岩松兵部終日合戦ニ及
トイヘトモ逆徒午繁多ノ騒リシカハ渋川岩松両人自害スト見ヘタリ

其一男岩松治部少輔直國二男岩松禪師頼
宥此二人實ハ経家弟也トモ云兄弟共ニ貞和年中
ヨリ尊氏将軍ニ仕ル弟ノ頼宥ハ新田庄ニ究
竟後新野東光寺ニ住ス
号ス
私云之君書画ノ内ニ岩松禅師頼宥號ノ新野東光寺ノ開基後トアリ
右因念覚寺ヲ開キテ移リ玉フ御夫婦ノ法名
テ其後紙ノ上ニ年〔金竜寺ヨリ来ル書付ト有之シ〕
足利家ヨリ和泉備後両国ノ内并新田ノ庄本
崎安養寺寺井邑国其外所々ヲ給フ

尊氏将軍御判

下

岩松禅師頼宥

可令早領知相家備後安国丹
世良田右京亮跡上野国新田
庄内未考村安養寺 職負事
右為勲功之賞所宛行也者守先例可致
沙汰之状如件

観応元年十一月廿七日

右ハ正本ノ文ニ見ル

又世良田長楽寺ニ寄進状

按ニ良田ハ長楽寺ハ新田次郎義季法名栄朝ノ所建立ノ開基ニ釈栄長老法流門家ノ氏寺也

奉寄進

上野国新田庄世良田長楽寺

右所者頼宥為知行之地間限永代奉寄進所也

自今以後為祈禱一廉之寄附 田畠在家

者頼宥之跡雖為聊爾可被仰伺

仰任国衙之古領為当国守護ノ御沙汰上田家

譜代々寄進之状如件 未来際奉寄進

人乃徒佛像之事也因茲三程之花之跡也就嫡流之言
桃井頼宥現在還宥定而未闕佛果甘心帰内室
テ公筆ニ頼宥ニ付ト斎藤相違而属也仍采代
壽賀状旨
仍法之筆令書之　岩松法師相宥

右ハ世良田長楽寺ノ文庫ニ見ル

第八代
岩松治部大輔従五位下直国　童名三郎豊王丸
法名法松入道金剛寺殿相續キテ岩松ニ住ム
足利家ヘ参リテ別テ官領基氏ニ仕フル
私云一説ニ基氏ヨリ新田四郎義一カ跡ヲ給ト云新田四郎ト
云人ハ新田左中将義貞公討死後官領基氏ノ世良田ノ城ヲ

責玉フニ抜代新田上野介戦死ノ日基氏公ヨリ使シテ最早
義仕ノ志ハ見ヘタリ新田足利ハ同血ノ事能イタハリ申サン様ニ此日
軍門ニ下レト有シニ上野介答テ云御仁慈忝存候ヘモ我齢ニ
晩年ニ及ヒ死ヲ免シテ益ナシ子ニテ候ウ大王丸ヲハ菅領奉様ニ
如何ニモ頼ミ入由ヲ申送ラ討死シケレハ基氏甚ク感ノ心孫彼ノ
大王丸男也ニ依リテ十三歳ノ時ヨリ基氏公ヘ昵近新田四郎義一ト号
鎌倉殿無双ノ近臣タリシカ武蔵国芳賀ノ合戦ノ時二十一歳ニ
シテ討死スル基氏公モ新田討セテハ生テヤアランド敵陳ヘ飛入
玉フヲ岩松治部少輔直国菅領ノ御鎧モ被過年見知リタリ
某ニ下シ玉ヘト乞受テノ四条ノ御鎧ヲ直国着シテ名乗出ケレハ
敵スハ鎌倉殿ヨト目ニカケテ大将討ラカヽルヲ岩松カ郎
等金井新左衛門馳帰テケレハ直国モ又此難リ遁レ玉フ其
恩賞トシテ義一サ一跡ヲ給フトニ傳フ此事鎌倉物語ニモ見
エタリ義一カ父新田上野介ト云人何レノ家ト云事ヲ知ラス
今案スルニ是不審シ義貞公ノ戦死ハ暦應之年芳賀合戦
ハ貞治三年也其間相去ル事二十七年義一其時十三歳十ラハ彼ノ
戦ノ時ニハ三十九歳也又基氏公ハ同六年ノ四月二十八歳ニシテ逝去ナレハ
貞治三年ニ断クニ十四歳然レハ義下云人都而十五歳ノ兄也男也
ノ事此説一因ニ附合セス
又考ルニ寛ニ顕ス正木ノ記ニ上野国新田庄江田ノ彌ノ事新田

伊豫守カ跡トアルハ彼ノ高野山宝妙院蔵南朝ト記ニ見ユル世良田伊豫守余リ本氏新田伊豫守義政ノ事也或人ノ云太平記ニモ兵庫助毎氏ト云人ノ此戦ニ討死シト右ノ世良田伊豫守ノ跡ヲ直国給リシト云事ヲ両説混雑シテ誤リ傳ヘタルカ

いよの守やしきのこと

ちよつるが事　の事

一 かゝつきの木まつこのしたやまの事

一 ますがたのかゝうやかゝらそうのかゝ

一 ゑんしき木きんざいのかゝ　の中にいし

かゝのさいけ

一 ゑんしきさいそくつのらんのしのやま

一 ゑんしきくわんらうのかゝ上下

一 かいさのくまみなみけしたの中

一 ふぢつかゝてあふんひつこうちう

一 きぬきの木よりのかゝ

みぎのつらくいあまめかんがなきか

こよわゝがおつこひさしてこんのちよつるがや

うゑしまにこあきあいたくゝに

やしろつしてさいしけてつきゆる

ありつてふかうく わさすそこ跡

しちやくのさまくみあ　手すまて

のゝのこにゆづりよつぎんはあ
きんおかわんかん十二月廿六 あまめうし 此
わくすゝかすら さまわしよつきころ
ほけのくほんきの寺のつゝけやうか
じきうすやの ききたくか
とのあそれらに いつ まのかいのさほ
なけ いわまへのりんかうの中まくと
そふくこ ほうの下
ほきれくふみかこいまいらするらう
うおかきてか りんぶんいんかう

ひらたふ跡のこし
のこふうくいあまやうし 此人がかさする
けしがさ人ださいで人のそかやうなきろを
しまよつてとまわとの人やうきして
のこうきいかくし ふうとあい並て志
ともかす いゝろ さへろ さまげ
うきれべきしや こゝの
けんむらわん 二十一 河て あまめうし 此

今案尼如蓮ハ前ノ遺ニ五郎俊業ノ継下ニ見ル新田庄成墓郷
菅塩村金谷村ホカ在家ヲ父ヨリ 弘長二年八月
廿八日ノ譲状ニ見ヘルこち御前カ此人ノ母ハ相馬五郎能胤ノ息女

字ハ土用其頃ナレハ令和ノ後母ノ名ニ而テ豊王ト称シ又尼トナリテ妙
蓮ト云シカ父ノ譲状ヲ得ニ弘長三年ヨリ建武元年十二月廿日迄
凡七十二年歟イ八十歳ノ余ニ而猶存ニ又昵ノ五郎政経カ子ノ
三郎直国ヲ養テ子ト成シ五七カ如名豊王カ重代相傳ノ
地ヲ譲ルト云事カ又考レ尼妙蓮ノ如キ子ト素ニ派要発レテノ
名ノ字ト見ユルカ然ラハ上地沛莉庄ニ尼妙蓮史有テ子アリ
其如ナ子豊王ト云有テノ大死三ヲ又三郎直国ヲ養ヒテ其
知行ヲ譲ルト云事一カ為縁也

義貞居候伊賀伊勢之合戦近江國軍勢去十事
可為忠賞者本領之事所領之旨西海事者
致忠節之後録勲功之状可給之
時付可催促京都之状如件

建武三年六月九日

岩松三郎殿

就所敵書馬車頭事一円令参京都早候
早致河原競早還行因出料以下之存無
令致御忠節之

下
岩松治部少輔直国
可令早領知上野国新田庄内[illegible]門[illegible]成寒
勢多郡[illegible]村 地頭職事

右所被仰下也者守先例可被沙汰之状如件

貞和三年四月 日

上野国新田庄内世良田右京亮跡并刑部卿

本領事、任下文之旨、可沙汰付山名[illegible]部少輔

由国依仰執達如件

観応元年十二月廿二日　武蔵守

上杉民部大輔殿

本領地事、早可令知行之状如件

観応二年七月六日

常陸国河波入道跡事、早為勲功之賞一揆

上野国前家一揆輩所領、可令知行之

状如件

康安二年二月廿一日

岩松治部少輔殿

本領所事也、早所領安堵早守先例可致沙汰

之状如件

康安二年八月十六日

岩松治部少輔殿

播磨国守護職　佐竹常陸介跡

寺社領分之者寺之例　下谷廣徳寺末四件

寛保元年十二月廿二日

新田治郎兵衛殿

武蔵国榛沢郡瀧瀬原内本年若村筆頭

行也者早守之例可所傍候事

寛保二年六月廿八日

岩根治郎兵衛殿

右廿四日被仰し事評議之趣相違無御座

之寺神所派年貢封勤等右様見合附役所

（花押）　（花押）

思召候ハ、此上御済候委可被仰渡候旨

被仰候ハ、為年忌迄ニ而可被仰候

六月　日

岩根治兵衛殿

右様ニ候新院所目見年ハ被仰渡候

兵衛下候御寄附被成候ハ、此段ニ而御申候

方ニ有之候得共

六月　日

岩根治郎兵衛殿

（花押）　（花押）

上野国新田郡江田郷　新田何某　書判

早高田遠江守・若狭守殿江、去月廿八日御下文上者
可被沙汰付之由、新田治部少輔ニ被仰候、恐惶謹
言

貞治三年十二月九日　左近将監

桃井播磨守殿

上野国新田庄内岩松郷（注）新田伊予守跡事、任去月廿日
御下文并今月九日御施行之旨、避渡新田治部少輔候
者、若狭守殿ニ[illegible]、新田治部少輔ニ渡付候也
仍渡状如件

貞治三年十二月廿日　遠江守

上野国新田庄内岩松郷（注）新田伊予守跡事、任去月廿八日御下文
并今月九日御施行之旨、高田遠江守・若狭守被
打渡之処、請取申候也、仍請取状如件

貞治三年十二月廿六日　[illegible]播磨守満[illegible]

右文書

第九代

○岩松右馬介満国　童名　志部(?)　法名　龍渕　法泉

岩松ニ住ス、後由良ノ郷ニ移ル歟（公歟）

私云、同庄由良ノ郷法泉屋ト云所アリ、是法泉入道殿ノ
住玉フ跡ナリト申伝フ、今鎌倉大草紙ノ表ニ依リテ考ルニ、左馬
介満国ノ一子治部大輔早世ノ後、其家ヲ奪テ治部少輔満純ニ
譲ル、満純家督ノ後、不忠ノ罪ヲ起シ、応永二十四年滅亡ノ

時モ此満国ハ申分ケ立タルカ安穏ニシテ同二十六年其孫土用安丸ノ譲状正本ニ記ノ内ニ見ユル然レハ右子満純主善ノ後カ又先遁テ満純京將ノ日ヨリカ法泉入道殿ハ由良ニ閑居ニ至フト見ユルナリ

奉寄進
上野国新田庄稲澤村事
右志者為之祖遠親并菩提也、仍寄附之状如件
明徳三年卯月九日　左馬頭満国

上野国新田庄[illegible]年貢公文事、就[illegible]
[illegible]岩松[illegible]下野[illegible]
仍執達如件
応永十六年九月廿日　沙弥（花押）
岩松左馬助入道殿

新田岩松
家系附録 寫

国立公文書館
National Archives of Japan

其子治部少輔　早世　系図ニハ無シ大草郷ノ表ニ頃テ顕ス

弟　大代

○岩松治部大輔満純　意雲　法名　法讃　天用

岩松修理亮満国之実ハ新田武蔵守義宗子

容辻ニ丸是也ト云　応永二十三年前ノ管領

犬懸禅秀入道（上杉右衛門佐氏憲　武蔵）聟ト一味新田ト名乗本顕ヲシ

一方ノ大将氏云ヲ聟トイヘド天運未タ到ラザ

ルカ軍破レテ　同二十四年五月十三日藤沢道場

ニテ生害

私云古系図ニ客辻殿トモアリ　何レカ正字ナル事ヲ知ラズ　柳

新田ノ始祖上西入道殿ノ嫡子新田義人義重ノ御子新田

太郎義房二十一歳ニシテ早世ノ故其子太郎政義幼稚ノ間惣領ノ跡ヲ二ツニシテ半分ハ大叔父徳川ノ二郎ハ義季公ハ入道新田ノ二郎ト号ス法名ハ工領リ半分ハ提木岩松遠江太郎時兼領ルト云傳ナル此説モ取カタシト云事ハ先キノ岩松時兼ノ條下ニ東鑑寛文年六月十七日ノ記ヲ載キヲ今案ヲ誌スカ如シ政義カ子新田又太郎政氏代ニ至リテ時兼領リテ半分ヲ返ス又其子新田太郎基氏ニ至リテ新田ノ入道義季公其子不野与杉有其子三郎頼春以上三代ノ領リ返リテ此時新田本家ノ惣領ノ跡ヲ今ヲ借ルト云傳フ基氏ノ子新田太郎朝氏其子小太郎義貞公正慶二年五月廿二日鎌倉ノ執権北条高時ノ亡ヒ玉ヒシヨリ後醍醐天皇ニ仕ヘ奉リ左近衛中将ニ昇進ス父子兄弟大国ヲ領シ足利将軍尊氏公ト闘フ事凡四年終ニ暦応元年七月二日越前国足羽ニテ流矢ニ中リ逝去法名源光院殿覚阿弥陀佛ト申ス御子餘多ノ一男越後守義顕延元二年三月越前国金崎ニテ自害二男左兵衛佐義興延文三年十月十日武蔵国矢口渡ニテ横死三男武蔵守左中将義宗公此人ハ天性仁義ヲ守フシテ忠ニ深ク南帝ノ別勅ヲ蒙リ故新田左中将殿ノ家ヲ興サン事ヲ朝雲暮雨ニ心懸カ密ニ吉野ヘ参門或ハ筑紫ヘ下リ又関東ハ故郷ナレハ多年身ヲ隠シ謀ヲ廻シ我国勝利ヲ得タル事モ有シカ足利家ノ名矢強シテ功ナリカタシ給ニ越後国村杉ニ遭リニテ亡ヒ玉フ此義宗公御子二人御座ス

一男新田兵部太輔貞方是ハ長文ニ従テ初ヨリ雲ノ如ク露ノ如ノ身ヲ迯ス態シテ運ヲ開カン事ヲ心掛ケ玉ヒシガ後ハ相模国果賀底太石ト云知ニ隠シ居タリニフヲ鎌倉勢カ探出シテ討取奉ルト云此兵部太輔殿ハ幼キ時ヨリ山野ニ身ヲ潜メ辛労ナサレシ人也除名太草紙ニ見ユル新田相模守義辰入道行路ハ此人ナリト申ス将軍家ノ威勢強リシテ隠家スクナク成玉フ故其所々ニテ御名モ改メラレシト見ヘタリ

鎌倉記管領記太草紙説去ル延文三年ノ冬故新田左兵衛佐義興討レテヨリ以来同武蔵守義宗病死ノ後霰早関東ニハ南朝萌モノ餘類新田北畠ノ一族ハ盡キ果タルカ如クナリシニ又何トカシテリケン至徳二年ノ春ノ頃義宗ノ嫡男相模守義辰反逆ニ企テ上州武州其外所々ヘ回文ヲ遣シ味方ヲ催ス然ル梶原景尖作守カ代官彼ノ回文ノ使ニ人ヲ召取リ進上ス又岩松治部太輔入道法松ガヨリ新田安養院引当ト並ニ寺僧一人ヲ搦捕テ是ヲ相列ノ方人ナリトテ鎌倉ヘ進上ス

今案ルニ新田義重公ノ條下ニ誌ス仁安年中御建立ノ不動堂ノ別当安養寺羽王院事ナルベシ一説ニ義重公御法名ナルヲ以テ彼ノ寺安養院寺ト号フルト云長楽寺文章古キ田地目録ノ内暦応二年十月十五日安養院寺殿追善料将軍家ヨリ御寄附ト有ヲ見レハ尊氏義貞ノ両将コリ合戦ニ及フト言ヘトモ新田足利由来同血ノ

事将軍家ヨリ彼ノ亡霊ヲ弔ハレシト見ヘタリ然レハ義堂公ノ御
法名安養寺殿ト申モ疑無キ様ニ覚ヘル
右三記ノ説 新田相模守義辰ハ去ル永徳ノ比マテ信州天河原ト
云処ニ深ク忍ヒ居玉ヒシカ国中ノ者ト皆キヽニ成リ浪合ト云処マテノ
合戦ニ及ヒ宮ヲ始奉ノ新田ノ一族数ヲ盡シテ討ミケルニ父子只々
討モヲサレソレヨリ奥州ニ逃下リ岩木ノ遊酒部トカヤ云処ニ深ク
隠レ居玉フシカ小山大若丸合戦ニ与ヘ負其後當国桐ク成リ
身ヲカクスヘキ方ナケレハ竊ニ忍ヒテ彼ノ国ヲサマヨイ出相模国ヘ
忍ヒ行箱根山ノ奥底倉ト云処木賀ノ彦六ト云者有ケル
ヲ深ク頼テ隠レ居玉ヲ然ルヲ足引竹ノ下ノ住人麦田ト云者如何ニテカ
聞出シケル応永十年四月廿五日ヒソカニ底倉ニ押寄テ不意ニ取巻
攻ル程ニ同日新田相模入道行居被ニ底倉ノ山中ニテ討レ玉ヒ又同
刑部少輔ハ一所ニ居玉ハサリシ故命ヲ助リ玉ヒケル新田ハ朝敵ノ
棟梁ナレハ是ヲ討テ参ラスル事是御感ク至ヤトテ鎌倉殿ヨリ
御恩賞ニ底倉木賀ノ両庄ヲ藤田ニ被宛行其後藤田ハ上杉禅
助キニ属シ安藤ト改名ス抜群ノ忠節トリ取立ニケル
今案此兵部太輔貞方改号ノ相模守義辰入道行居ノ御子アリテノ
刑部少輔ト称スルカ二男ハ越後瞭ニテ童名容辻殿ト申ス岩杢
左馬介満国如何ナル所有ケン猶祿ノ門ヨリ養テ子トナス岩松
太郎満純是ナリ此満純成長ノ後武勇人ニ勝レ實父ノ志ヲ継テ

足利家ヘ恨ヲ報セシト云
右三説 按 應永二十三年上杉右衛門佐氏憲入道禅秀鎌倉持氏ヘ
ミウラ引シ時岩松治部大輔入道天用ハ千葉ノ父兼胤ト禅秀ノ舅
ナリ 於是ヨリ千葉上杉新田ノ三家代々重縁ノ家ナリ
同年十二月又上野国ニテハ岩松治部大輔本氏ニ還号シテ新田
名ノリ一国ヲ押領セントテノ先館林ノ邊ヘ討テ出国中ノ軍随ヘ
ケリ由良横瀬ニ長尾但馬守等ハ皆持氏ノ味方トシ十二月十八日岩松ト
合戦ス岩松カ家老金井新左衛門ヲ始ノ討死数多シケレハ岩松
不可叶退キ同月廿二日重テ大軍ヲ相催シ岩松又押寄ケレトモ
横瀬長尾等ハ勝誇ノ気折カラナレハ頃テ押寄テ敗散ス今度モ
岩松敗北ス 又上野国ニハ岩松治部大輔本氏ニ還号シ新田ト
名乗ル 今案岩松治部少輔満純實ハ武蔵守義宗ノ御子
ト云事当家ノ傳而已ニシテ他ノ記ニ見ヘズ 係大草紙ノ説ヲ考ヘク
孝ヒニ左馬介満国ハ元新田ノ一家ノ人ニシテ其上如何ナル志有テカ
當時ハ敵方ナリシ氏如キ内ヨリ義宗ノ子ヲ養ヒ置シ加一子治
部大輔早世シ玉ヘハ幸ニ容辻殿ノ實ノ子ト打露岩松治部少輔ト
満純ト号シテ相續サセ玉フ満純長トナリテ後宮方ノ遺恨
止シカタク別ヲ大懸入道ニ細シテ應永ノ乱ニモ及ヒシ然ラハ底倉ニテ
新田ノ落ト云ヘ深ク隠ヘキニモアラネヲ書庸ニ名モ其據ロ有ヘキカ
應永二十四年満純滅亡ノ後同二十六年ノ夏其ノ孫宮童丸ニ左京大夫持国ヘ

左馬介ヨリ頼知ノ讒状ヲ見レハ満徳逆心ノ日ニ養父満国ハ同心
是サキ申合ケ立タリト見ヘテ其後於テ京兆ニ属シ相続セント好ク鎌倉
ニ住フ然レバ前満国御謀叛宗子ヲ養ヒ逆心ナサシムル事四海
ナカラ實ヲモ分明ナラサル事其世忠心寺ノ京兆家ヘ禅ニ組ルアリ
大草紙ハ強更鎌倉ニテノ所記録ナレハ思慮有テ只上野国ニ又
岩松治部大輔木氏ニ逆ヨリ新田ト名乗ト申事ヲ書ノスカシテ記シ
タルモテノ文無ナルカ　私云由良横瀬長尾但馬守ト有レ
長尾ハ五十子記正木両記ニ見ル長尾入道昌賢代ニ横瀬家ノ
一族此人ナラシ又横瀬ハ新田道健入道ヲ長臣横瀬信濃守出ル
国繁カ父ナラン此時由良ノ称号何レリ家カ来キ事ハ未ノ昌純ノ
條下ニ詳ス　又云岩松カ家老金井新左衛門ト云人未詳其
子ノ記ニ見ユ井帰没国繁障子ノ間其日一日金井伊豫守被刺
頼国繁ニ手細ノ事アレハ家紀ノ御時金山ノ長臣横瀬信濃守
国繁ト宿ヲ差ヘシ金井伊豫守カ父ナルカ　又同記ニ十二月十八日
以上本文 金井没落尚純隠居ノ事アレハ此伊豫守古河ノ御方ヨリ
様トナキ宗リヲ得テ右前紀隠居金井某没落ト見ヘタリ
一説今金山古城ノ南大嶋ノ郷ニ新田ノ家老金井某カ館ノ跡アリ
トモ云知アリ同所大田町ニ金井長左衛門ト云農長役ノ人其子孫也ト云
円記ニ日禅秀カ叛岩松入道天用ハ禅秀カ縁者ヲ集ヒ
岩松蜂起シケルヲ舞木宮内丞駿河合戦ニシテ来ヘク逃散ヒ天用

入道ヲ柳樽ニ鎌倉ヘ進セス謀叛ノ随一ナルハ同五月十三日龍ノ口ニ引出シ
テ首ヲ刎テ捨ラレケル抑此天用ハ先祖足利判官義兼ノ嫡子岩松
ニ郎義純ト云人島山ニ郎平重忠カ妻女二嫁シ跡式ヲ下シ賜リ後テ
源氏ノ島山ト号ス義純ノ治部少輔岩松五郎経家其子息遠江守
政経新田下野守朝兼カ養子トナリ新田下野太郎ト号ス其二男
兵部大輔経家ハ建武二年七月四日ニテ討死ス其子新田岩松治
部大輔直国後ニ将軍味方ヨリ鎌倉殿基氏朝臣ノ近仕ニテ武州
岩殿山ノ戦時忠節ヲ尽シケル其子右馬助満国其子治部大輔
若年ニテ早世今ノ天用其跡ヲ続キ同府ニ在ケルカ故ナキ禅秀ノ謀叛ニ
与シテ誅伐ヲ蒙リケルコソ身ノ科ナガラ ウタテケレ
私云永享国ニハ舞木殿ト戦率ヲ破レテ應永二十四年五月十三日藤沢
道場ニテ生害アリ此外相違
生害ニテモアラシカ中比岩松太郎政経法名青蓮ニ至リ鎌倉ニテ御
三人ハ帰依岩松青蓮寺ヲ建立ヨリ以来代々時宗ナレハ以前
縁アランヨテ御死體ハ藤沢道場ニ葬リ奉ルヘク覚ユル
又此天用ハ先祖足利判官義兼ノ二男岩松遠江二郎義純ト云
人島山二郎重忠カ妻女ト跡式ヲ下シ賜リ始テ源氏ノ島山ト称
以下　今案此説又ハ可ニモテ不タ可ナラス大系図ニ義純ニ
左馬頭義氏ノ弟ノ二郎ヲ鈎リテアル氏此説ハ誤ナリ是ハ岩松遠江
二郎ニテ公並ニ遠江守義純ナリ其ニハ義純ハ義氏別腹ノ兄ト云ノ

證也先キニ新田武蔵守ノ傳下ニ委ク論カ如シ
又貞純ノ次男山岩松太郎経兼ト云説アリ経兼ハ頼経ノ孫ナリ貞純ノ
一男岩松五郎時兼ト云人アリテ其子五男岩松遠江五郎経兼也
又其子岩松太郎政経也外祖父新田下野守頼有孫ノ政経ヲ養テ
分地ヲ与フル故此代新田下野太郎政経ト申ス全ク新田下野守
頼有ノ養子ニテ無シ頼有ノ養子也頼有ハ頼有ノ実子ヤ
数経ノ為ニハ外戚ノ叔父ニシテ徳川ノ嫡流ナリ下野太郎ニテ
満経ハ嫡孫養子ニシテ家督タリ也又兵部大輔経家ハ実子ニテ
討死ス其弟新田岩松治部大輔直国将軍ノ味方ト云ニ以下成程
直国実ハ経家ノ弟ナリト云説モ有レド常家ノ系図ニハ直国ハ
経家ノ嫡子ノ子也其子左馬助持国トアル是傳聞ノ誤ナリ持国ト
云人ハ此左馬介満国ニハ孫也　又其子治部大輔思ヒテ甚シ
大用相傳ト云事在ル年モアランカ南家ノ系図ニハ満国ニ始ノ
治部大輔ト云所子アリトハ無ク只満経ノ事ヲ新田左京将監家ノ
子ヲ後継ノ内ヨリ養フ事ナク直ニ一族テ南家ノ流ヲ以テ山名ノ延
玉造是ナクト有リ此大草家ニ氏家ヲ治部大輔早世今ノ王国其跡ヲ
継トアレハ井ヨリ満国ノ実子ニハアラスト見ヘタリ然レハ系図ニ
新田氏家云ノ所子ト云説疑フヘクモナシ依テ先ヒ云岩松左京大夫
持国カ家ニテ祖父満国嫡家ノ子ヲ養テ一度孫ノ名跡ト定メサセ
シト云事相違ナシ氏傳ヘ家ヘ其レハ筆ヲ擱シテ又実子氏養ヒ子氏

聞ヘタ様ニ大草家書ク所物カ後ノ考ヲ需ツ
又新田岩松治部大輔直国其子右馬頭持国トアルハ全ク傳写ノ誤ナリ
右馬頭ハ左馬介也持国ハ満国ニシテ治部大輔満純ノ養父ノ事也
右五項持国ト云人モアリ是ハ西木峯子ノ為ニ記セモ解カナル岩松左京
大夫持国ニテ彼ノ時新田家ノ物語ノ富雅家ナリ此家ノ別レ是傳
トカシテ當家ノ系図ニ書残シケル事ヲ不審也又思フ鎌倉ニ近キ
事ナハ某世ニ都ニ書漏シタル所有人私カニ多キ事ナリ夫ニ附テ今明
白ナリトハ云難クレト四記ノ然ラシムル所ヲ以テ其系ヲ合事左ニ記ス

△頼家 兵部大輔
- 直国 治部大輔 法松
  - 満国 左馬介 法泉
    - 某 治部大輔
      - 満純 治部大輔 天用
      - 家純 [illegible] 法慶 道健
  - 満親 修理亮
    - 満長 伊予守
    - 満春 修理亮
      - 持国 左京大夫 右京大夫 土用[illegible]

今案大草氏ノ記ニ附キテ見レハ満国ガ嫡子ニ治部大輔ト書キ（早世ニシ）、
養テ養子ト置テ新田義宗ノ子ヲ又岩松治部大輔満長ト左京亮ニ岩松ニ名跡
ヲ立テアル此時満国ヨリハ法泉入道ト称シ由良ノ郷ニ閑居ト見ヘタルヲ左ニ疑フ(?)
養子満純ヲ岩松(?)ヘ逆心ノ職(?)ニ之ノ白モ同心是無キ由合テ立テ雖ナシト見ヘ
タリ其ノ證拠ハ応永二十四年ニ治部大輔満純戦死ノ後同二十六年二月(?)
其孫童名土用安丸後岩松左京大夫持国ハ法松入道殿ヨリ御謀叛アリ
是満国満純ハ養父子タルト云ヘ氏家督ノ不願ハ持ナリシ事分明
御果(?)ノ前記ヲ見テ多日案ルニ新田義貞ノ朝臣滅亡ノ後
新田抱ニ残ル所ノ同姓世良田大館大島義宗ノ見前(?)綿打鳥山田中
岩松等也其内岩松治部大輔直国法名法松入道殿依テ足利直義
公ニ仕ヘテヨリ以来…ノ威公劉(?)ニテ基氏公ヘ治進加恩下ニ其身岩松
禅師頼ハ者共ニ成リ尽シテ見シ分ノ勢ニ頼門ニ継タリ直国ノ嫡子
岩松左馬助満国法泉入道殿ハ相続ナテ好ク基氏公ニ仕ヘシ見
エル其嫡子治部大輔早世ニシテ足跡ナク養子又治部大輔満純ヲ以テ
名跡ヲ立テラレシニ積テ満純応永ノ逆心ニ依テ滅亡十六巳ニ岩松
家督絶ナラシヲ別ニ京兆家ト云家ガ起リテ秀ル者家ノ系図
ニハ満ヒシカ応永二十三年ノ前記ヲ見レハ岩松修理亮満親ト云人
アリ其人モ満国ノ弟ト見エ定テ岩松家ノ分統ナラン其子
伊豫守満長其家ヲ継ト見ヘタリ治部御在(?)満春是ハ猶浪ニテ
京都ヘ登リ岩松家サントニ抜ゼラレシ事、文書ノ内ニ其趣見エル

其子童名土用安丸後岩松左京大夫持国ハ法泉入道殿ヨリ
譲ヌカトイヘ氏未タ有ルニ依テ一跡ヲ云ハルトノ譲状アリ又伊豫守満(?)
満長ノ家督モ持国ヘ応永三十年ニ書ナハ…ノ譲状アリ然レハ満国ハ
両家ヲ相続ト見ヘタリ法泉入道殿嫡子治部大輔討ノ後ニ家ヲ
能登守満春ガ甚(?)シニテ其持ニ持国ヲ定ニテ実ノ法常丸カ法泉
入道ノ家督ノ時ハ早世養子満純モ家督相続スヘキ系ナケレハ足利ノ同姓
種族也因安丸ヲ以テ先ニ立モ一子治部大輔ノ跡ヲ云フナト、称ニ持国ヲ
孫ニシテノ家督ヲ譲リ与ヘ玉フカ其ノ子左京大夫後ハ右京大夫ト云
申セシ其ノ子満純ノ…子三河守家純…系譜…ノ命ニ依リテ
尊ニ家ヲ継シ新田治部大輔ト称ミ奉リシヨリ世ニ異ヲ禮部家ト
云シナラシ又五十子記ニ松陰南紫ノ筆ニ家純云ノ郎等ヲ遣シテ
当家ハ今遠云ノ事、又新田流岩松流一円ニ御補任ノ事ナヒアルヲ
見レハ其世ヨリ京兆家禮部家新田岩松ノ二流ヲ合テ相続シ
玉フト見ヘタリ又京兆家イツノ比亡ヒシ事カ其詳ヲ知ラス、

其一子　御内…家系屋　新田治部大輔家純　母……
上杉…所家系書…ノ中興ナリ
第十六代者満国弟…能登守満春ノ子

○岩松右京大夫持国ハ第十代治部大輔満純ノ下ニ見ヘ系図ニ洩テ記スコト如此 常陸介周防守
之系ト云 右京大夫又右京亮トモ云 第八代治部大輔
直国ノ嫡子第九代左馬助満国ノ子 常陸介系図
ニハ字シ遺レタレトモ 修理亮満親ト云人二子有
リ一ハ伊豆守満長 弟ヲ能登守満春ト云 満春ノ子
也 第九代満国ノ実子治部大輔 兵庫 初ノ養子
第十代治部大輔満純 男 上杉右衛門佐氏憲
入道禅秀ト一味 応永二十四年 相州ニテ戦死ノ
後其子家純 永享十一年 結城氏朝ノ籠城ニ従ヒ
武蔵ニ死ス ノ内外ノ比十八才ノ頃 京都ニ於テ 義教ニヨリ

終リ新田庶流ノ再ヒ家ヲ興ス 十七ヶ年 長禄寛正ノ比マテ
四十余年ノ間 第九代満国入道法泉ヨリ落タリトイヘトモ 尼志
アルニヨリテ一跡ヲ譲ルノ證文ヲ得テ 持国相続ノ事正来カ
明ニ於テ文章ノ内ニ明ラカ也 其時ナル哉 恭キ哉
有カタクモ享徳十六年辛亥年 其前ノ系図ニ明記ス
不詳焉
大樹義政入道覚ノ旧 持国ハ家ノ系図異ナリトイヘ
氏同姓ノ事 殊ニ暫ク満純カ家ノ系続タルノ間ヲ 相続ニ
名ハ家ノ系ト入ヘキ物ノ内 殊ノ御記明ヲ筆ヲ続タル
持中宗同様ニ在リ 意ヲ行ニ命アリトテ 義リテ忠為

兄弟ノ輩ノ八心頭ニ落サリシカ退テ考ルニ
太樹寺ノ英智高ク御光ノ羅ヲ遊ルニ所ナシ
旬達ニ一系ヲ改メ追テ第十代満尾弟十郎家紀
ノ間ニ持因シ加フ

松下中比宗根ニ至リ一家ハ弟十郎治部少輔直剛 并福林越前
新野先之守ノ同系ナリ大源公ニ在テ一宮ノ備也ト云伝ヲ其
子孫ヲ般ハ一家ハ禮部家新田流治部大輔家紀由家ナル之守
や文一家ハ京都家宗根流北右宗大吏持因ノ家ニテ由良ノ郎任
ムヲ弓矢ヲ以テ兩シカノ白道ト漬ヘレタルカ礼部家ノ長伝植願
信濃守某ノ國繁ト其跡ヲ押領スルト云嘩轢ノ議ナリヘ
井手ノ記松陰西堂ノ筆蹟ニ宗頼入道由良ハ浬泉ノ事トアル
兩説相合スルや然レハ植流出之キノ國繁カ家紀ノ命ニテ新田
金山ノ城ヲ築キ後浬麿カ殺武州井手ノ陳ヲ去テ金山ヘ入部ノ
日信濃入道宗頼由良ノ郎ハ退キ其子孫兼栄逆心ノ持願
ヲ殺メ由良ト称スルノ説ハ実ナラン修正シ正本ノ四記井手子物語
前ノ尾相違ノ

一 新羅文治文 一巻內 応永九二十丈
一 自記五方田勝方ヘ內状一通
一 長寿寺殿御書 新田左京亮ヘ 一通
一 大修寺殿御書 同兵部大輔殿ヘ 一通
添ニ 一巻內
一 勝京寺殿御書 金剛寺殿ヘ
添ニ 一巻內

一 七ヶ年分年貢御勘定書
一 大概年貢御勘定書

御預り切状一通
是ハ三ヶ年分割年貢
遣候三ヶ年分割付之内ニ預り同
令返

　　但
　　一巻ニ同

一 瑞泉寺領 御朱印 一通
一 等持院領 御判形 一通
一 等持院領 蔵入内 一通 同
一 瑞泉寺領 御書 一通 同
一 瑞泉寺領 足利御判文 康安二 八十一同
一 瑞泉寺領 御朱印 一通 同

一 等持院領 足利御判文 同
一 自最寺 ... 八 同 議与状 康安二 十八
一 瑞泉 三通
　右之分都合弐拾六通 所務瑞泉寺二通 同慶長一巻
　預ケ置候 内 田
　　永禄十二年 十月二日　　瑞泉院 ... 印

　譲渡　　　　　　　　石野安房守

上野国新田庄長楽寺住持 ...

自亡父法印得譲状之文書在之処同室焼失就依退
乱世失紛失了有由申候依雖為譲与法泉一跡
庵室領職并田畠土用安堵之旨申同親父能忠之証文
彩田畠以下所職等証文并以領職致違乱事有為之証
状之旨申候上者任当知行之旨可令相続之状
如件

応永廿六年二月廿七日　沙弥（花押）　法泉

おほつかなく
おんちやう田畠の事
まんとちやうの事やうやうにまいらせ候
えんとせんちやうまてりんの事ゝ何にはこの御をき
きこえて畠へゝあつかひ候へて御判のおもむき
にて候て寺并ゐりを申さるゝ人ある
ゝつく御書ゝ庵室あつけてかくへからす
またその後あなた様より出されたる御教へ
御はゞ入まいらせ候べく候状如件

応永廿年九月廿八日　満長（花押）

右於寺領等満長代々譲状言上之趣早任当知行旨
御判御教書頂戴補任之勤并田畠等候村所有事

副進

一通　元和二年霜月廿二日出帖進覧御書

一通　同年七月十五日綸旨

二通　御蔵　并　御同書

一通　宣案一并　恩賞人御中　御添状　御書

右紀台彦之代其外家法諸院綸旨頂戴仕候
宗異于他者也然処将軍家被遊御同書在之
然別出世進副書前之同将軍家御判御教書
曾祖父兵部大輔経家并新田親宗為両大将同
今進法以書御代于今長和半也王細瓔　高祖
忠所就回海為今比類上者早世前宗御成

被為下縁遠補御判出言上如件

寛永廿三年七月日

国家のい　将軍家へ六月
てたう存候　この御ふミのてて

東寺御判の将軍様御判也形をよく子細を
それし能かる分事活ん詳あはせるを
こうくあらへきことにあるよし候　面々御居
よく寺家御座へ御しにて候て下給中御代
ようも付子細申候
一面くの御申候つきて無案内かし
候御事ニ候　かいゑ申　こまかに候

此節ニ至リ候而者……とハ……
一 別手ニ而……あ……大……
志細ニ……
一 右者廿日……人より……のもの……
先ハ……
先年……より時……人……
……て……
……の……
……へ……て……
……
……世……事……

扨清下ニ而値を告……
二月廿七日　清水
……候、以上
岩松……奉行……
一 上ノ村……田　丹生郷
一 ……春……一……
小……　……　……
……
一 小林村　東……村　……
上……國……村　……
……

一 下総国 葛飾郡 平賀之内同所 茅屋村
　野毛崎村　菊田左衛門 知行
一 相模国 長井之
一 伊豆国 宇久須之
一 注文
　下総国内 所知行分
　[illegible]
一 下[illegible]意村
一 下野[illegible]村
一 下[illegible]
一 下国府中[illegible]
　以上
　新田左衛門尉[illegible]守殿[illegible]注文

一 田中之内四ヶ村　田中民部少輔 知行
　下総佐貫之々
一 為山之内四分一　為山 知行
　[illegible]田々
　長手々
一 [illegible]塚[illegible]
　寺井村[illegible]
一 大舘之内四ヶ村　大舘[illegible]知行
　一井之内四ヶ村
一 世良田之内　世良田遠江 知行
　三木之々
一 十角之々
　徳河之々　岩松[illegible]　同石見[illegible] 知行
　寺領々

一 菱沼　領分

一 平塚ニ
八木沼ニ
出塚々
赤堀々　世良田長楽寺領

一 高岡田々

一 新野々　東光寺領

一 深田々　金剛寺領

一 市村田々　岩松方　今井村

新田庄ニ
一 小さ塚　市野井村　服部村

一 下形塚

一 あつ森

一 上おりから

一 おりま

一 上今井

一 中今井村

一 かうしく

一 泉沢　長田々

一 三ツ沢　長福寺

一 岩瀬河

一 北塚

一 かう屋

一 すゝき

一 宮松

一 東田嶋

一 西田嶋
一 高嶋
一 横瀬郷
一 石塚村
一 あをみ
一 ゆう方 戸んさい
一 ゆう方 今村共二廿二ヶ所 此外二大嶋分二ヶ所 以上廿九ヶ所
一 ゆう方 須田々 手嶋村 さんまの内
一 ゆう方 糟谷村 さしみ方
一 大嶋々
一 東手沢々
一 西手沢々
一 ゆう方 毛山々
一 ゆう方 大田郷
上野国新田庄[illegible]同国[illegible]知行分

一 大田郷 吉田々 田嶋々 東手沢々 瀬戸々 成塚々
西手沢々 須田々 須田々 根井方 四両村 石橋々 大嶋々 [illegible]
今井々 高林々 村田々 小嶋々 西田々 高嶋々 [illegible]
鹿沼々 千蔵々 [illegible]
東光寺村 嶋田々 [illegible] 増田々 西長岡々 [illegible]
同住谷々 まで [illegible] 萩原々 まで
以上廿七ヶ所 毛山々 まで
[illegible]子西知行分
一 田中々 四ヶ所 同株々 まで
一 徳川郷
一 大舘郷
一 一井郷
一 毛山々 四ヶ所

田中[illegible] 知行
[illegible] 知行
大舘知行 [illegible]

一 飯田々　大平々 寺井村出合
萩原木崎々出合　右山城部大輔知行

一 世良田々
小角々
三木村　世良田殿知行

一 綿打郷　綿打九郎知行
此六ヶ所 飯塚押領地也

一 飯塚郷　佐貫方へ押領
新田郷　山上へ押領
小角田郷　西方へ押領
小泉郷　同前
花香塚郷　同前
赤堀郷　同前

一 宮合郷　菊田方へ押領
矢田郷　同前

一 右之八ヶ所

一 此十六ヶ所 新田方へ相分 左京亮所務之 知行之也
新田庶子知行分 并 闕所之丈
綿打方知行地

一 七父

一 田中民部少輔　知行代

一 右山城助長尾　知行代

一 世良田音守長尾　知行代

一 上江田郷　知行代

一 楊門郷　牢所

一 小寺木村

一 濱田桃井之分

一 新田庄岩松組合之内宮田百介(?)分
一 村田々 今井村 若宮 野谷村 村田々
一 上今井々 中今井
一 額戸々
一 東津(?)々
一 成塚々 金谷村 成塚分
一 田島々 高嶋(?)村 成塚分(?)
一 高嶋々
一 手島(?)々
一 上江田(?)々
一 世良田々 細谷村 世良田分 奥村 世良田分
一 江田(?)々 前小村 世良田分 野谷(?)村 世良田分
一 粕川村 生島(?)村 江田分(?)

一 大館々
一 牛沢々 東
一 西牛沢村
一 高林々
一 高島(?)々
一 太田々
岩松方分田 岩松八町 廿五代
世良田方分田 世良田 三町 廿代
大館方分田 世良田 七町 廿五町 十代
以上九拾九町 十五代
應永十二年 甲申四月七日
右者宇都ノ明記ニ見ル 岩松右京太夫持國ハ父
細目ノ讓状古文書ハ注文又ハ其代嫡庶配分ノ田
地目録等記分十通 園(?)ニ記ス

這外持国一代京鎌倉将軍家ヨリノ御教書其ノ世ノ
家々ノ贈答ノ文章ナル、百、余リニ繁多ナレハ
茲ニ除ク又是ヲ集メテ別本ニ見ル

第十三代満純ノ子

○新田治部大輔家純童名ニ命長純又三河守母ハ右（上杉右衛門督氏憲ノ女）父満純舅犬懸入道志ヲ合セ応永二十
四年ノ春鎌倉将軍ヘ向テ弓ヲ引キ暫ク之ヲ父ノ讎ヲ
報スルト云ヘトモ満純戦死岩松ノ館破レテヨリ離散
知シテ出家世良田長楽寺ニ隠レ十八歳ニシテ
東騒（系図云天用ノ子新田右京亮三河守家純ト云是也ト桜雲記ニモ見ヘタリ宗ト家ト字ノ誤リナラン）其後所
縁有テ京都将軍義教公ヘ仕ヘテ昵近スル其頃

善光院殿御名ヲ賜リ持氏ノ逆討ノ御志御座候ニ就テ
幸ニ持氏ハ御カ色又王間入道ノ敵ナレハトノ事ニテ
御旗ヲ賜リ永享十二年関東ヘ下向結城顕慶
犬懸入道猶子上杉兵部大輔房顕ト相謀
（系図云中子ノ説ニ山内憲方新田樹手ノ事ト見ヘタリ）持ノ城ノ為ノ父ヨリ打入
嘉吉元年ノ夏持氏ノ息春王丸安王丸ヲ虜ニシテ
京都ヘ登ラル忠節ニ依テ将軍家ヨリ新田庄岩松ノ
地ヲ賜リ寒ク帰願今暫ノ私ヲ守テ長尾樋瀬領
濃州ヲ以テ守護ノ職ヲ有ニテ頼ヲ西上野国中ナラ
三勝ヘ下テ武備ヲ調ヘ再ニ新田家督家ヲ中興ヒ

至つ以山家紙也 按右源廣院殿大僧道徳大禅
定門 母ハ大懸入道女 明応三年甲寅閏月廿六日逝去

秋云家記初年ノ名法辨、名香英ト云シカ正本ノ文ニ見エタリ
慈光院殿三十三回忌文明廿年登臣(?)御法事ニ付長尾[illegible]
衣鉢ノ伴供法名宗悦ト改名ス[illegible]子ト記ニ見ヘタリ

関東之名族源而向之者[illegible]取事以
傍ニ有家[illegible]一途[illegible]
廿五年[illegible]候[illegible]

五月十一日

右京亮大夫 長尾

此関東之名族ハ宮[illegible]三年己年[illegible]
豆州[illegible]

豆州指[illegible]封長[illegible]
まつ[illegible]
武蔵[illegible]
瀬[illegible]

八月三日

右京亮 忠房 家景

熊十八[illegible]
[illegible]
雅楽助[illegible]

九月八日

右京大夫殿

[illegible]

（割注）[illegible]

[illegible]

八月十五日

横瀬雅楽助殿　家純

此文書ハ岩松左京大夫ヘノ門書ノ家純ガ家臣横瀬方ヘ遣ハス方
伊丹伯耆ハ京兆家ノ家臣

[illegible]

[illegible]一味[illegible]

臣細之有種々相違之由御尋ニ付テ申上候

八月廿一日

左京亮　家純（花押）

此四通ハ礼部家純ヨリ京兆持国ヘノ消息正本ノ文ト見ヘル

其一男

第十五代

○新田兵庫頭明純　童名太郎　母ハ山徒杉生法師女

母者長松寺之良円所生ニ

法輝　号道源大禅定門　入道遁世入道殿

尾和ニシテ全臣ノ郷ヨリ出奔タリ　其子丹生太郎

顕純　法名宗元　其子左京大輔憲純　始メハ

是ヲ道継入道殿ノ家督　定ムト云

系図ニ申子純ハ又道継入道殿ヨリ明純又子顕純

此方系図ニテ行ク事有リ然レハ兵庫頭明純ヨリ丹生太郎顕純

此ノ又子ハ道継入道殿所存ニ付テ門跡ノ引取ノ道入

記ノ内ニ法名輝門跡ニテ其系ノ事有ハ何代此ノ明純ノ孫治部

大輔憲純ノ事ト見ヘタリ然レハ兵庫頭ハ明純一段家督タリシ

事カ有ラサル事カハ知ラス入道殿所存ハ又子ニ入　其々向キ玉

ハサル事ニ明カヤ

明純二男

第十六代

○新田治部大輔尚純　童名治部卿　母ハ岩松新田宮内顕高ノ女　和歌

連歌ノ達人　新撰菟玖波集ニ撰入セラル　二字徳丸

タメクトナル又此ノ宮草ノ作者也　此尚純之丹生太郎

顕純ハ道継入道嫡曽孫タルニ依テ家督ト定ムル

訓草世スルヨリ明純ニ甲斐ハ年入道殿来那ニ

則純ノ二男ニテ叔父尚純ニ養テ家督ヲ継キ備中ト号ス此
人天然風雲ノ為ニ心ヲ遊ニ其門子夜母王兎一歳
ノ時ヨリ家督ニ立テ京都ノ奉勤家業執政続
年長ケ権威雅楽助ニ仰セ奉リ数日ニ満タズシテ金山ヲ退キ
岩松閑居ス此時尚純ハ本丈ノ何ノ教ナカ五十子記ニ見ユ十二月十八日上京ヲ求テ金井淡路尚純法師ト云ハ是モ何由アリテ来カ未詳ナラズ
自ラ松陰梅桂澤喜庵ト号ス自畫自讃連ノ寺ノ霊為
三折ノ

源尚純　為比丘尼潤斎

松陰の袖の露の秋霧
誰か月にいさよふや鴫
鳴て露ほをとりまとよ　萩の花
文亀元年　初秋吉日
平自書之　春秋四十五一

今岩松青蓮寺ノ宝物也　永正六年秋ノ比新田ノ庄ニ於テ
尚純法道ナリテ今ハ浮世ニ寄ル五六日滞留シ岩松ノ道場ニテ
連歌ナミニ及フトアリ其時勅諚モ知ラテタメル小萩カナト

右澤善蔵ノ御彦旬ヲ被示候ヘトアリ

其子
第十五代
○新田治部少輔昌純 童名虎王丸 母ハ佐野越前守娘 法名
后諡圭竹院殿一座曳通中大禅定门 或云古河ノ云方御公
屋形ハ植樹アルニ依テト云事見ヘタリ シタリト云傳ナレトモ未詳ナラス又五十子ノ記ニモ記 京浮所當
知年ヨリ家督命了山ノ城主タリ又京都ノ参勤家
中ノ執政大小トナリ長臣横瀬雅楽介ノ入道ナル事ヲ
スル昌純長トナリテ後横瀬ハカ賊ヒノ逆企ナル事ヲ
忠ニシテ兼テ一門普代ノ家宗族區々ノ家式ニ年ノ
暮ニ幸暫元朝ナレハ佳例ノ通リ年頭ノ禮上シテ
當城ヘ出仕セシ時大尾ニ於テ横瀬ニテ生捕セシト十二月

晦日ノ夕 永禄年号ハ未知尤ル 大永享禄年中歟 淨衛ノ手高松リテ
参進殺スル空シハ而シテ鐵テ預作ナレハ被ノ
淨衛有シテ其家ノ獄ノ中ニ兼テ横瀬ハ其ノ如ク入ル
是タルカ有來ハ是ハ屋形長カ桂 有リ被タリト云傳フ 肩ロリ淡迷ムニ是ク
関東ヲ相模ト稱シ甚度細ニ由良ヘ走リテ明
日ノ登城セリ思ハ事アルト淨進スル横瀬ハ心ニヤ
有セシ所ハ淨條顕シタリ縦ニ明朔ハ出仕ヲ止メ一日
難ヲ逃シタリトモ重テ運ヲ開ク事ヲ計 カタシ
別ノ持其ノ旨ヲ付シニハ有紙トテ書ク明日ハ佳止
ニ出仕ノ為トテ佳例ノ如ク大晦日ノ夕ヨリ由良館ニ

集リ居タル横瀬ノ一族家子郎従数百人命ヲ縮メ
カケ由良ヲ出テ（新田由良ノ郷ヨリ金山ノ麓ヘ行程一里余）太田ノ宿ヲ経テ大手ノ
門ヘ寄リ掛リ横瀬雅楽助惣領門開テ在城中ナカラ
実城ヘ来ル人ヨトイヘハ番人言何事ヤ在城中ニ
承知シテ横瀬殿ノ御上ト門ヲ開キ通シケレハ頓テ
実城ヘ寄リ掛リ御所御中ニ於テ岩松横瀬ヲ討取
トソ聞ミヲ開而テ忍ヒ通スヘカリ居ケ屋形ニ早ク告
切リ至ヘト頼リニ火ヲ放テテ焼討ニスル実城ニハ明
朝出仕ノ時ナリ生捕シト謀ナル事返テ居頃
討ケレハ居合ヘ水ノ入タル様ノ事ニ思ヒ寄ノ郡去ニ

一 出合ヒ御タル道ニシカニ詰キ戦フ人モ無ケレハ沼郎
左衛門尉同テ長刀ヲ取テ進ミ出ヘトモ居形ヘ大ノ
廻リケレハ今ハカナハシトテ左ノ門ノ内門番國（昔白 新田）
（代々ノ門番国沼年経左衛門尉ノ 昔ヨリ一腹ヒ此経失スルト云）ヲ携ヘハ右ノ門ニ
隠通ヲ雅楽ニ出ル事ヘ向フテ見ヨト横瀬
カ悪逆頼テ已ニ酬シトノ玉フ御教共了派泰繁父
子カ年ノ度ニ贈リ目モ見ヘタル事ナク畏レ其ノ行
積ニトテ今モ彼ノ家御別レテ大納ヨリ新経ニテ
日護摩ヲ焼ト聞傳フサテ泰繁ハ其夜思フハ
十九勝軍シテ帰レハ西ノ月朔ニ曙ニ人数ヲ揃ナテ

是由良ノ族ニ係ル藤原姓横瀬流ノ新田ノ蹤ナラン
トスル處ニ金山ノ騒動同ノ爲ニ亘リ欲ヲ宗尓見ヘシヤ
只是ヨリ慰テ未果サルト云人又横瀬ニ同心ノ輩ラモ有
リテヤ彼モ君ヲ弑スルノ形アリトナスヘキ歟ニ至テノ
裏ニ切ヲ遂タカニトス人挙モ名中ニ至ニ分レテ
評議極テウス其時世良田長楽寺ノ住持真人
西堂 私曰世良田ノ長老也 是ヲ扱テ旧世間評判ノ内新田ノ
下泉ニテ分レテ戦ハ縦ニ忠臣義士ノ志ハ立トモ却テ
隣国ノ人ノ為ニトナルヘシ寧ニ幸ノ断絶ノ別様ノ
金宮ノ氏殿出家ノ為ノ兒ニテノ南寺ニ依在

私曰世良田ノ内長楽寺ノ住持ハ深キ謀有
ルハ此殺ラレ給ハ法師ノ所為ナルヘキカ
ヲ打連信合
形ハ入レ金山ノ大將ト仰キ横瀬ヲハ且那ト稱シ陣代
トシテ府國ヲ預サレ宗成卿ヨリ受ヘシト群臣ノ称
果治ニ虎大藤小金井四郎左衛門尉ナ張ヲ奉テ衛タ
和統ナリ氏殿元横氏絶トス金山宮城ニ立タ
私曰金山宮城ヲ実城ト云又由良家ノ後ニ義貞ノ子横瀬貞氏
ト云人世永ニ住ミ後醍醐天皇ノ孫由良親王ニ奉ナルトテ横ノ
故ニ御吉野ノ実城寺ノ名ヲ移ストモ云ハ是モ寺ノ屋形ニ其世ノ
名目カ奉見ヘリ実城ト云又東隆ナトニモ見ヘタリ
横瀬雅楽頭繁カ子刑部大輔繁繁由良ト改ム
金山城中ノ一ノ称也
私曰金山ニノ丸ヲ城中ト云傳云治庫ノ金井将満横瀬是ヲ
新田ノ系ノ四天王ト云ヘルニ是ハ一代由良ノ家臣ヨリ
義貞ニ来ヲ横瀬ヲ継クニヨリテ此時改テ以名ナルト云考ヘル由
是氏其ノ先年ハ宗尊ノ[illegible]出テ横瀬ノ姓也[illegible]

右ハ由良三郎景長ノ僧袖ニアル所ノ名乗ハ文体也又長楽寺寺寄進状
内ニ由良孫三郎景長ト云ヘル人建武ノ礼ニ三十余郷ヲ寄正和文保ノ
年号ノ中ナリシ見エル各七貫ノ人ナラン又太平記ノ内ニ元弘二十三年
新田義貞合戦ノ旧郷ノ由良孫太郎トアル者アリ又花郎トヰ有ル
書一本何レカ正文ナラン此太平記ニ見エテ見エル文様成本来寺
上野ノ国ノ人ノ様ニ見エル又孝子ノ地ニ様ニ係ル者ハ国繁小野
第十九代ノ后ノ代ト忠臣ト有ルハ今第三代見ヘス宮松家様代ノ
者ナルカ天正ノ乱ノ時ト又此勢長ノ下ニ先祖ヨリ両家ノ遺恩
テモ有ミカ又様ノ氏ハ足モ尾張七貫ノ門精保堂ヨリ出テ小野
氏也様ノ家ノ所地ニ見ル様ハ各小野姓也其様ナト云テ様ノ家
小野孫太郎中ニ田ノ郷寄進寺ヘノ寄進状ニ通ス家ニ字ナス本寺ニ足系
解遺心ある年　謂レ中ルカ

中ニ田郷長楽寺寄進状

上野国ニ白郡新田庄江田郷　長楽寺　取者ニ寺ニ未寺
比丘経厳建立ニ寺立六只ト信頼寺紀ニ為反信徒総
思ヒ今買取田地寄進ト寺領不違代未来ニ由緒
所後代ニテ為遂ト乃ヲ又当寺一寺記数住坐ノ家

凡ヲ余寺永同根本当所出入往古六ヶ信徒為当寺
之承同役様思ヲ仍ニ可化武為信徳ニ文之至郎為
永代之寄進事寄残事子孫ヘ当郷為後代之證
證文状如件

享保二年十二月廿五日　　小野孫太郎

右之通新田当寺ヘ御尋ニ付　海龍院法印継
文亀三年八月　古案
長楽寺領其所当寺新田ニ寺社奉行江原摩院
殿衛志ヲ合新写代々寄進之元来古年前證
長人新写了ニ様様而候ハ此之御為後日
證文状如件

享保二年八月日　　源昌純

長楽寺 松陰軒

右一通ハ良田山長楽寺ノ文庫ニ見ル

又一説ニ新田満次郎入道義重長楽寺ニテ老後ノ男子ヲ
生ム童名ヲ三郎四郎ト称其後長楽寺ノ弟子ニ給シ玉フカ因縁トテ
此文子ノ間如何ニモシテ未来ノ九殺ヲ世ニ立ニト御心ヲ横瀬
雅楽助ト好ク談ニ謀ヲ因ラシテ君ヲ戴シ彼ノ浄善房ニ合セ籠ト
給ヲ遁俗サセ申ス君尚純ノ余ニテ取立奉ルト称シ其責ニ壽ヲ遁ヘノ
本意ヲ達タリ此浄善房天マテ存命シ玉フカ上州ニ御没年無ニ
テ兵庫未タ考ヘ得ス

又横瀬家ニシテハ新田義貞朝臣ノ四男貞氏トテアリテ彼貞氏
死ノ年僅ニ六歳成行六ノ祭ノ弟子トナリテ阿弥ト号ス其後
長資シテ其家ノ子横瀬某カ聟トナリ横瀬ト称ス其ノ人ヲ貞氏
朝臣ノ曽祖父ヲ義政ヲ由良ト号ス是ニ因テ大ヨリ主代ノ横
瀬刑部右衛門成繁ニ至リテ由良ト改称シ寛永年中ノ上リ
事国ヲ見ヘタリ 此事書家ノ伝トハ白ノ違イ也 当家ノ伝説ハ
当家ノ中興ノ新田修理亮家純義ノ叔父ニ依リ
永享十二年新田ノ庄ヲ守ノ時横瀬信濃守小野田ト云
無ノ力ニ大臣ニテ御人ニカナヒ大ヨリ其子信濃守其子信濃守

国繁代其主君治部大輔家純ノ子兵庫頭明純其ノ子治部大輔
尚純ニ世忠節ヲ盡シタル事五十年ニ及フカ也 右国繁カ子横瀬
雅楽助泰繁ニ到リ逆心ニテ主君尚純ノ子昌純ヲ弑シテ其ノ跡ニ
ナリ新田ノ城主ト成タルニ横瀬ハ元新田殿ノ称号ナレハ家中ノ
信仰薄カラン事ヲ慮リテ新田ト称セント望ミケルニ得心スル人
無シ又由良ノ御ハ先祖ヨリ代々信仰シテ在ル家ナレハ附ノ人横瀬
刑部ニ云由良殿トモ云幸ニ新田一族ノ御称号ナレハ此ヨリ御家門
分ニトノ在相ニテ彼ノ在所ノ地ノ名ニ習フテノ由良ト称号ヲ改メテシトニ云

其ノ後

ハ第十六代

〇新田治部大輔氏純 童名次郎 御兒名凡尾丹 [illegible] 法名
居滝隆徳院殿勝嶽道英大禅定門 諱政由良
信濃守 父子ニ任ス 氏純ハ新田ノ大将ノ目也 其ノ御舎
号ノ紋 同国利根郡沼田ニ住 小門常光院佳船也

ト云是ヨリ由良家勢ヒ強大ニ成テ新田屋形ノ威
光之衰ハ却テ国人ナトノ様ニシテ年月ヲ送ルニ遺恨ノ余リカ
御病気ニシテ氏純四十二歳ノ時御自殺ニ一説世良田ニ由良家ヨリ進メシタリトモ云
其子一男新田満次郎守純二男西谷右衛門大夫守義
是ハ家門西谷常陸介カ家ノ嗣ト云 私云西谷新田ノ分脈ト云 未系図見ヘタリ前ニ代
岩松太郎政経始外祖父ノ家ヲ嗣キ新田下野太郎ト号ス其后
伯父教春下野太郎頼尚ヲ生ニテヨリ政経徳川ヲ避キ又岩松ヲハ
子息従家ニ譲ラレシ故カ西谷ニ閑居西谷入道道空ト号ス又新田
又太郎政氏ノ三男西谷九郎重氏ト号ス是新田西谷氏ノ出所也
正末五十子ノ病死ニモ処ニ見ユル然ハ隠居道空入道ノ血脈カ又ハ
九郎重氏ノ家筋ナランカ未詳 当家系図ニ五十保年中横瀬
道円ニシテ留純御生害ノ時父中ニモニテ絶タリシニ氏純殿還俗ノ
旧西谷某カ家ヨリ我之ヲ血脈分明今古系図是ニ ト申傳
是開氏家ハ夢子キ様口有テヤ屋形ノハ子ヲス 相傳スル此右衛門大夫守
義一男矢場五郎無双ノ大刀早世二男ハ修験道ヲ勤テ千手院ト

ニテ五代守義西谷ノ館ヲ退テヨリ岩松ニ住ム此西谷家ハ西谷
西城ヨリ領セシト云傳フ

其一男

第十七代

○新田治部大輔守純 童名満次郎 母ハ梁田中務少輔女 越後破
軋齋門ト号ス元和二年二月五日行年四十六ニシテ逝去法名
大宮院殿乾泰元亨大居士 此純モ金山大都督トシテ
父君ノ如ク屋形ト号ヒ実ノ然者由良信濃守
国繁天正十八年小田原北條氏政ト共謀ニ達セ同
十四年ノ頃ヨリテ金山落城同国桐生ノ郷ヘ追ワ
此時屋形モ由良ト一所ニ桐生ハ里ナル竜泉庵ト云寺ニ

宿縁四十年ヲ送リ玉フ。同八年山田源清居易ヲ
為北條殿ニテ後頓テ国東郡国東由良信濃守
国繁ニ元常清 午又ハ所領スル守屋形所ノ長居
切庭ヲ水ニ流シテ 然モ利家父祖以来譜代ノ忠志ヲ
薫ニ侍リ来ル天然ニヤ兵衰ヘ剣ヘ父祖ノ地ニ放レ
他郷ニ来ル事ノ無念ノ江戸ニ出テ居今日ヨリ屋形
モ源ノ御母ヨリ玉ヒテハ此国ニ於テ渡シカ所在ノ
中ヘキゾ其ヨリ国繁志ヲ改メ厚ク居ニ在ラシ親信
常清士ヘ依リケサセル儀ノ尽シテ言上スル其時
守死於何ヲ見ヘド明居共ヘ思見ヘワ問玉フニ常初ニ

行玉ハヾ信濃守御難儀ハ指挙ルヘシ当国ニテハ
常ノ庭毎ヒテモ何所ニ在シテサシカ然レ氏信濃氏ノ
者共御嶽ニ擣リテモ御飢渇凌キ挙ルヘキヤト
併ミ逼ミナリ守死仕ラハ最祖義重公始テ新田
ノ庄ニ住玉ヒシヨリ既ニ四百年余ノ後故郷ニ離レス
死生ハ時也運ヲ天ニ任セテ又祖ノ国ニ留ヘランナト大
玉ヒケレハ各感心信濃守モ守死ノ諦ヲ得心シテ
御服ニトテ素袍ノ袖ヲ切リタルヨロヲ着シ上
打敷ニ白履一双載セ屋形ノ墨前切庭ニ水
打濯ニテ飲之餞別ノ酒盛成ニ年所名残別シ

今日ヤ下申民往復図籍事ニ掃ケテ注申サレシヲ今
ノ様ニ貴ヘハ假ト坊庭故ニ彌毎有猪リ出ニヲ
ルト晴軒為ノ済ヤサテ丑ノ年間八分ヘハ
東照宮御入部迄ハ徳川御家ノ申ニ御内之随
孫施蔵御座施ニ慕ヒ奉リ何トカ御覚擧ナシ
以テ先図像ヘ直奉申上ケ候節ベシト親類ハ備氏ノ
家ヨリ相得ノ上未辞シ　思慕トイハヘ在御入国ノ
復義中上ケ節ルヘシトテ辛ニ龍九ヲ敵ヘ甚
御及言ノ御書有リ
被当召九忠状頂戴シ

内営ハ別ニ御座
候御役條ハ丞候
三国ハ尚重ニ可
一体ニ不可ノ叶候ハヽ
若キ是レ
七月朔日
家康
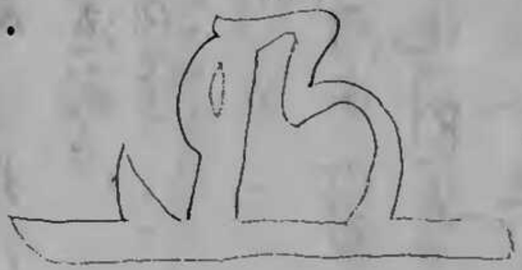
新田塩谷孫四郎殿

其后有親親氏ヨリ三代目ヨリ東国浪人ニテ新田
治部大輔義季満世良田道ニ帰ス
東照宮ニ帰ス
東照宮書日御先祖ハ筑前左ノ御子孫ニテ御数
代右ノ御子ニ御系図ヲ御持ハ、世良田ノ流ニ近ク
成ラセラレハ父子
御同ク浄智ノ御離流ノ之其外家多年家
老ニ仕差テ離儀ノ之後ニハ又浪人ノ也トモ申セテ
ニ御聞及通須病テ三キ事ニ覚ハト御数意ノ

御意ニ任セ治部大輔殿様ニテハ無念ニ候
何トゾ此上ハ御家督ヲ以テ太閤様ハ御同官ノ叙任
其外仕リ候ニ年頃ハトモ申シハ其御推挙ハ
無クテ先祖筋ノ御系図ヲ持参ス故推挙ノ
系図上ニ申入ル三ハ新田義季
ハ三両入左ノ三男トモ申ス丈夫ハ徳川三郎ニハ号ス
ナリヤト御名ノ付イヤ左様ニテハ御名ナクハ
義重ハ三男ニテモ新田ノ御頭ニ立ル徳川三郎ハ
四男ニテ二郎トモ号ス系図ニモ見ヘハ之両子ノ流
ニテハ御家ハ申シト庶子ニテ御座ハ小中ニ申スハ

丹ノ御精勤ニ而此一毫ハ之緩御貸ナサレ
得クト尊慮ノ明旨ヲ遵ハサルヘシト
上意ノ御世ハ身ヲ殺シ而取リニテ御存ニハト
詳ニ通サレ上ケ御家ヲ通ケ支ヨリ御頂ニ於テ
愛多ク被思召サレ候ハ御家トツナク中興
御連枝ノ末ノ迄惜マサレシ道行無ニ命ニ任セテ
是非一説御腹ニ入ラルヘク候左候テハ御門
列澤モ深クソナタノ為メニモ可然ト兎ニ角濃恵
有ヒツ息豊饒ハ宣テ御賢覧ニ入候様ヒヨレリヘ氏父
守純并ニ詳ニ道ニヨリテ前尾西宮様君ヘ下ル

翼羽依頼ニテ家来ニ於テ居候ハ若年中身持書
而純ヲ遴ス共良而純ハ依頼ニ甚ニ而ノ主新
田治郎右衛門事昨日於テ御家御名ノ義
并前ニ付田舎者故心得違カ有ノ間候
御精勤中ニ之前尾西宮之在所ヘ帰リ
帰リヘク候ハ當分於テ候振ノ地シ下サレ返テ
子孫ヲ御引立下サルヘシトノ　上意ヤトキ
名ノ依頼而西依頼シ下サラル　支ヨリ新田
一御郷ノ儀ニ御代官思召ニ揃ノ諸ニ而ト
来多ク依頼ヨリ徐々ニ進サレ候處ハ思召ヨセ

桐陰ト号ニ精カヲ竭シテ一ノ井ノ郷ニ盛ニ鷹ル

曲嶋ノ滝ヲ改メ高二十石ノ田ヲ得テ籾ク

仕兵

時ノ人是ヲ一ノ井ノ屋形ト云又是ヲ此ニ比丘尼所ヲ盛ニ屋形寺トモ云

比丘尼所ヲ明テ名坊トスルコノ寺ハ古来新田頼氏ノ氏

丘尼所也ト云

一説ニ其頃同国服部林ノ豊後守正綱入道ハ御側ノ近

臣ノ事ナレハ守綱ヲ振カシ賢良ヲ行クレノ物語ノ上御倉

高ヲ賜ラレシニ二十石ト御答アリケレハ東郡夫ハイ十幸ナニ云

御前モ御手ト東ヲ案ル二百石ニテ可有ル二十石ニテハ道理モ済又

事ヒテハ甚ト様子ノ中今迄テ十時ノ首尾ヲ存ルニ信網ト謝守ノ紀才

不足ニテ邑クシキ不遠アリ

事此宮ニハ徳川ノ御流故新田ノ事御懐カシク思ニ幸ヒ

御所ヘモ仕ム浪人ナレハ御近ナサレ御前園ノ事モ委ク

御聞ニ其人品ニヨリテ御家ヘモ召出サレシト思ケレ

又守綱ニハ

新君宮様御足ヲ以テ御所ナレ共御家来ノ事詳カナラスト御頼ニ御浪人

ニモト思召シ事トワカレ給テ

直系ノ御由緒頼ニ上奉リテ嘸推参ノ事ニ思召ス其御様子ハ無リヒ

事也ケシ是ニ依テ守綱才覚ノ人ニアラハ御悪ミモ有ヘキヲ只余儀ナク有ト

思召テ子孫ニ御取立下サレシト在所ヘ御返シナサレシト聞ヘタリ

此御一族外ニ細ル人カラニ係ナシ后ノ派部大輔マテ満三郎トナノ一所ニ云

王ツカ徒志ノ莊ニテ近キ支ハ覚ヘス名キ時ノ事ハ悉ク又ト老ノ物

語リナリシト晴軒翁ノ談ナリ

其後一ノ井ノ名ハ人離レニテ御住居跡カタキ事ヲ

見テ後ノ御住居比企左馬亮心入ヲ以テ同郡世良

田ノ郷ヘ御移有高ヲ御渡シ

ノ屋形ト云 請ニ是ヲ世良田

甚夕困窮浪人寿命ハ〈是ヲ文書共ニ子孫ニ有之字ニ〉生涯浪々

清和源氏ニ其ノ三十貫ニ御下レハ

王門ヘ 力ヲ尽シタリト

正月九日

守純

春源孫記殿

於是前内々不可語日中縁起之
御座候ニ而 後 長者 御出家光 之 房 [illegible]
以上 [illegible] 之 [illegible] 筆 [illegible]
（[illegible]）如此 [illegible] [illegible]

読テ不入候名 [illegible]

正月廿二日

守純
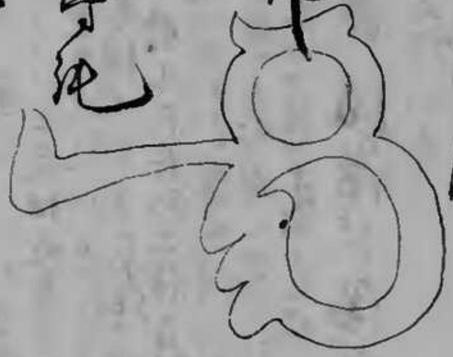

上書ニ
六之源孫郎殿　守純

御辞世

和子開門 [illegible] 来 [illegible] 子 [illegible] の新

旅独意山善門寺ニ葬ル 法名閑山長興寺殿

其一男新田勘負清純 母ハ 甲斐ニ而女子下總

岡谷宗雄ハ千葉新介郭胤ノ妻ニシテ一男子ヲ
新介宣胤ヲ生ム、又郭胤ノ姪議ニシテ小年当家
ノ時宣胤絶エ、六蔵郭胤ノ後室
ノ後ヲ娶リ千葉介満胤ト相争ヒ三家一時ニ三ツ
裂ケテ各職亡其後満胤又ノ一子二郎胤トナリ世良田長楽寺
出家比叡山ニ登リ青蓮院殿ニ随ヒ其後青蓮院御近侍ノ者殺
於テ年ノ事ハ日円遠路ヲ新田三郎長胤後ニ三河守宗胤ト号ス
極リ永享十二年鎌倉持氏御退治ノ時上杉安房入道ヲ頼
新田三河守宗胤両将ニハ浴セシム親ノ敵ナリト善光寺ノ命ヲ
承リ関東ヘ下リ結城戦場ニ於テ討死有テ再ヒ家ヲ興シ為ニ以来
千葉上杉新田ノ三家同ク嫌ノ代ニ其術ヲ結ヒ来ルト云伝フ
是ヲ撰ヘ三千ノ兵ニ成ラ彼城ノ後信上三湯山
ニ籠ル 私云宣胤此時浪人后佐倉ノ城主土井大炊頭ニ養レ
死ス 母ハ后 常陸ノ佐竹殿ニ仕ヘテ東ノ局ト称ス
四男服部治左衛門ト座浪人後道円ト号ス 私云血脈今在リ 古河家極楽家
五男服谷宗孫角兵衛中村ノ城主相馬長門守ニ仕ヘシ
ト云 私云其子宗右衛門 其ノ家ニ仕ヘ后逐電ス 六男服谷孫左衛門重政初ヨリ
相倉肥前守ニ養レ所与力ト成ル 私云子孫今有 今相模ノ御料官何某
外ニ女子一人ハ太谷兵助妻 私云浮浪 越中守臣 一人ハ井原助兵衛
妻 私云安藤対馬守臣 一人ハ長谷川市兵衛妻 私云百姓 弟ノ三男ハ南勝
ノ嫡子
第十八代
○新田治部大輔豊胤 童名 満次郎 母ハ金井右馬允女 十八才ノ
時父ト一同ニ金山ヲ退散シ、文字絶エ、様ニ河鍋ニ潜ミテ
雲照院ニ寄ス、尊内無及ノ務ハ廿人ナリシカ、穏寒ヲ痛ミ

病身ナリ 健忠ヲ以テ身ヲ立ルノ志ナシ 生涯入道
関翁卜號ス 世良田ニ栖ム 正保三年三月十三日病死 行年
七十五 法名陽徳院殿直翁源清大居士 智恩山
善門寺ニ葬 后世良田山長楽寺ニ改葬

皮底済内一石丁亦但合 彼他々如是
三十年し而守護 …
同代之…

二月十五日

花押

毒瀉外記殿
古ハ父治部卿字後ニハ忠信義渕外記殿ニ依テ
猶威状ノ写ニ也

良男三人二男 岩松豊丸殿義勝同国沼田ノ城主
真田伊賀守信直家ニ客ト成テ仕フ故真田信直
破滅ノ後再ヒ新田ハ居ニ閑居晴軒ト号ス 貞
享二年八月二十四日病死 法名桂雲院殿天寛晴
軒居士 三男ハ僧朝海 世良田長楽寺ノ弟子 加光山
安居院ニ住職 后世良田善門寺ニ閑居 又ハ寛光
明院ノ隠居 享保八年十月二十日遷化 其一男

第十九代

岩松満次郎義純（四ハ根山岸三河守カ女）ニ賢名新田満次郎中須懸
髪幸閑齋ト号ス寛永十八年
嚴有院殿誕生新田竹千代君ト披露ノ日手遊恵
新田ヲ改テ岩松ト称ス元和六年世良田ニ生ル近ニ至
四丙辰年九月六日行年廿七歳ニシテ卒ス法名平光
院殿泰嚴普照大居士始祖意小善門寺居長楽
ニ改葬寛永十年十一月ノ時天海大僧正ノ拓ニヨリテ
東叡山ニ登ル史料ヲ尋ルニ天海ハ奥州会津ノ産也
俗姓ハ会津ノ城主芦名ノ某滅亡ノ後遍参ノ為ニ関
東ニ来リ天正年中ニハ智楽坊ト申シテ上野国山田郡

桐生ノ郷ニ大龍院ト云天台派ノ小院ヲ暫ク宿坊シタ
マフ事有シ其ノ頃法印少輔守院文字金山退散ノ後
浪々ノ時ニテ同所菱ノ龍泉庵ヲ宿坊トシテ住玉
フニ彼ノ智楽坊ハ守院ノ齋坊ニ列シテ併居ヲモテ日夜共
ニ互ニ満院ヲ仰キ豊院ハ日頃ヨリ佛範ニテ親ク慕寺
ナリシ人其后雅散ノ在ニ彼ノ術モ気ヲ千ルカ如ク也シモ
彼ノ才物技群ノ器量人ニテ一度上野ニ
院ヲ経嚴ナリシ慶長五年ニハ
東照宮ハ佛閣御用ニ出白毫寺滞ニテ将
軍家御台所ノ御帰依彼ノ天海御祈祷ヲ

志シ玉ハス守純再會ノ後、猶親切ニ何(?)元(?)淺(?)殿(?)ヲ
東照宮、治部少輔ヲ何ヒテ(?)歟(?)ヲ(?)尋(?)
取殺サレシ見ラレシ事有シニ
東照宮ヨリ、吾レハ世ハ其年日本國ノ者ナドハイカ様
ニモ為シ立ヤラント思ヒ(?)ト河(?)マテニ呼シテ遣シニ
己カ家ノ事ハカリフクラカシ権儀ヲモ知ラス屋気
者也其子ハ何ト侍ルカ其親ハ用ニ立ズ者也ト
仰言何トヤラン思召ニモ叶ハサル様ニ聞エル
程ニ守純一代ハ不在所ニ蟄居セラレシヨリ守豊純
事ハ一段殺デ見シト有シニ猿ノ治部少輔徒黨ノ症(?)

ニテ病身ニナリ玉ヲ敵是非ナク隠居シケルカ天海又
年ヲ経テ思ヒ出シ玉フヤ豊純ノ子ノ蒲生郡(?)貴(?)
純ヲ十四歳ノ時ヨリ東叡山ヘ招キ廿五歳ノ時依テ京
大僧正ヲ頼ニテ依ト米(?)菓(?)複(?)孫 亭合流高二千石 加冠トシテ元服義純
ト号ス後秀純ト改ム此時天海ヨリ黒正一領 生駒ト言(?)ル 芳(?)領ナリト言(?) 刀一腰 俊(?)利 幸(?)宗 ヲ給ヒ再ヒ新田ノ家ヲ興
サセント
大猷院殿御代老中ニテ僧正ヨリ寄々申上ケラレシニ
或時酒井讃岐守忠勝東叡山ヘ参ラレ枕(?)僧ノ席ニ
満(?)部(?)事大僧正ヨリ申出サレケル時忠勝挨拶ニ

ニ葉ヲ御苦労ニナサレ候夫故ニ楚忽ニ御問ヘハ
御使ナト勤ル様ナル御談下ノ御奉身者ノ箇間
有ル人ヲ御召使御奉公何トカ芸為ヘ召出サセ候様
致度事ト仲ケ間トテモ相勤ニヲヨヒ候ト存シ候大僧正ニハ
如何ナル不届カ遂テトナサレ候ハ其レモ好キ事ニハ
候ヘトモイカウ小絵ノ様子ニ聞ヘ候芸ハ愚僧生涯
御系統ト存候事ハ譜代ノ者モ多ク中々小分ノ
御余カニテハ難致候ル追テ御節ヲ改テトよ候
半迄其御ニハ御見合給リ候様ニトノ挨拶故
此説ハ日光御宮当野沢老多漬初年時大僧正ニテ邂逅
小濱ノ少将殿對談ノ前後寔ヲ兼リ候ときの物語也

忠勝モ左候ハゞ先御無用ト有リ事ニテ召無ナリシ
ヲ其頃東叡山ノ役者宿教院是ヲ済ノ間ニテ承リ
余リ残念ナル事ト秀純ハ異見有ル秀純年若ノ
節ナレ氏得心在之代々召事リ上ナレハ御給分
猶ハ免モ角モ高家ノ格ニ召出サレ候ハヘ結構ナル事
重テ遂夜セ教ヘ御入ラレ下サレ候ヤウニト宿教院
以頼玉ヘハ大僧正何分ノ立腹ニテ人ハ出カ大事也
左様ノ小器量ニテハ中々能キ大名ニハナルマジ日ヲ
ヤソテ宿教院カ弟子ニナレトノ挨拶ナレハ是非ナシ
又忠勝春日殿ニモ申聞ケ候ハレトアル以所ハ新田

ノ庄徳門満徳寺ノ住持俊澄上人由来
宗源院殿（台徳院殿ノ御臺 大御臺所ト申ス）御権柄ノ屋ニテ毎年
御奥ヘ表奥御徒ノ外女中而識多ヲ執中春日
局ノ所依ニテ大方在府シテ彼ノ御部屋ニスミ居ラレ
ケルカ在院ノ時近所ニテ世良田ノ屋形豊綿困窮
躰ヲ見テ痛マシカリ此尼一生ノ望ト春日局ヘ嘆キ
ヤヒケレハ局如何ニ聞定玉フ事ーカマタ見ヌ人ヲ殊ノ
外ノ情モニテ先世良田ノ屋形麁廊軒傾キ甚アル
様ニ聞及ヘヒシトテ局手ツカラ自カラ宮中ノ女中ヘ
勧進帳ヲ廻シ百貫餘ノ金ヲ拾ヒ満徳寺ニ與ヘヒミ

奉行正田隼人ヘ渡シテ世良田ノ新宅造畢スル寛永
十三年ノ諸帳面今ニ残リテ有カ如シ且豊綿夫婦ヘ
二時ノ合力四度ノ四季着新田ノ風俗カ屋形様ニハ
金子以来ノ福カ来リシト云ントカヤ其后嫡子満次郎
秀綿桑原山ニ御扈ロシ事ヲ聞玉ヒ春日局退出
ノ日秀綿ヲ息稲葉丹後守宅ヘ招キ逢玉ヒテ身ノ
有様昔労ニ致スヘカラス其ノ方祖父治部大輔殿
団合人ニテ
東照宮様ヘ不調法成ル事ノ中上ラレシ散々ニ頼ミ後
レハト聞キ流サシクハ偏テ先御存ノ事ニテハアヘ

大僧正ト心ヲ合セ御序テノ節申上候ハ一度ハ
大名ニ見セ可進ル處今ナカラ今日ヨリ子分ニ
被成サレルト毎年四季四季ニ二ツノ合力春日
ノ局大方ナラス懇意ニ付秀忠モ頼ミ有ル事ニ
思召其世ノ浪人風ノ義ニ物ニ成玉フトナリ其后
大僧正ヨリ彌頼ニ付春日局ヨリモ老中ニテ御頼ミ
有ケルカ老中ニテ如何様ノ思慮有之テヤハカ取上ヲ
御老中不精ニ付ト春日局強テ世話リ玉ヒテ或
時御前ニテ局ノ部屋ヘ
大猷院成ラセラレハ御上段ノ御柱ニ新田満次郎ノ

事ト自筆ニテ張成タマヒ置玉フヲ
上覧アノ書附ハ何事ノトト御尋ノ時アレコソ兼テ
姥カ願イ奉ル所ヲ御年寄共押ヘ置
上聞ニ達シ兼ケレハ新田カ事ニテ御座ルトナン
上ラレケレハ
上様御機嫌宜御立遊ハサレ其ノ后被仰出ケ
ルハ右訳ノ者ノ義風聞タ御聞遊ハサレル事ナレ共
思召モ有之事ク何トモ仰出サレサルモ恐テ表ノ
事ニ春日カ助言御休置ノ障ニ成ルヘ共
唯今マテ格別ノ者ユヘ御聞捨ニ遊ハサレ置レハ

此后曽テヶ様ノ節ナル儀取扱イ申間敷候ト急度
御止サレシ由依之局ヨリ之重テ申上ラレカタキ
内向モナリ寛永二十年癸未九月十四日遠行ノ就夫稲
葉丹後守父子モ春日局右ノ間違以来遠慮ノ由ニテ
遠々敷成行大僧正モ暫クノ前尾御見合ノ内程ナク
同年癸未十月二日遷化其后毘舎門堂門跡本照
院御門主ノ御三代ニテ秀純東叡山本坊御長屋
ニ詰テ一節ニ御奉公願イレ玉フ又其ノ世ノ老中阿部
豊後守忠秋分テ懇意ノ由緒ハ寛永二丙寅年
忠秋ノ領知四十石上野国新田ノ庄七ヶ村江田

田中上下　世良田　久嶋　高尾　花香塚ノ地也　忠秋
入部ノ日御領主ノ未ナレハトテ米二俵ヲ送リ禮ヲ
厚フシテ世良田ノ屋敷ヲ訪ハレ夫ヨリ懇意年
久シ無隔ノ間違ニテ当家ノ不遇ナル事ヲ承聞ニ
聞届ケ実情ニ嘆マシカリ玉ヘ氏時才ニ世違ク
讒サルヽ類イ以断絶タルカ如クニテ終止ナリシト有リシ
カ兎角心ニヤ懸玉イケン其世ノ執政列席ノ席ア
紳ノ忠秋ノ発語ナリシトヤ
厳有院殿ノ御代寛文三癸卯年春四月東叡山ニ於テ
大猷院殿十三回ノ御忌御法事敬儀ニ記ニ始テ

家綱公ヲ済スル先年ヨリ所蔵ル屋敷地ハ二十石ノ上ニ
新規ニ百石ヲ加思 松平阿部豊後守忠秋地方奉行ヘ申付新田郷ノ内ニテ望ノ地ヲ指出スヘキノ由撰ヲ令ム下田嶋ノ郷ヲ賜ス
忠良赤鶴外記カ孫壽嶋勘右衛門預ニ依テ
先君ヨリ給ル御花押ノ写シ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三月十九日
春 [illegible]

豊祖大牧公義重公 後白川院御宇保元二年新田ノ
御庄ノ下司職補任以来寛文三癸卯年マテ五百餘年
代ハ十八世ノ間盛衰幾度ナレトモ故国ヲ離レス宗地
絶ヘナクトイヘトモ旧領ニ栄場シテ故郷ニ燕居幸ナラス
ヤ毎年武江ヘ参府正月三日青銅壱貫文ヲ献シテ
御門ノ続ニ於テ年ニ席ヲ独礼ヲ先ヨリ勤ム事年[illegible]
于時享保十歳乙巳穐九月

追加　慶長日記　松平伊豫守義行公ヨリ恩寫

徳川ノ御家国御詮議トシテ福山ノ月齋足利寒松ヘ仰付ラレ御尋ノ砌義貞ノ末
御子孫世良田徳川殿ハ尊氏ノ御附北国ヲ御出ナサレ御後ハ御浪人治信州ノ御徳
乃生害アリ再ヒ此国ヘハ御敗ナリシ也此松有之文書分明ニ也月齋寒松書ス
ヨリ次テ中エテル然ル上別ニ近代迄新田ノ城主有之新田治部少輔ト申ス是ヲ給レテ
所ノ百姓共以下新田殿トナ屋形ト号ス尊氏ノ義貞ヘ返討ニ後モ義貞ノ末ノ一
族ノ新田ノ田中岩松大嶋ト申シ新田ニ三人アリ此人ハ義貞ヲ恨テ尊氏ヨリ
上野ノ本領ヲ安堵シ其内岩松治部大輔ハ隠名将氏ヘ志有テ新田城ヲ譲ル
家老金井新右衛門ト云文文ノ比武田ヨリ横瀬雅楽助ト云浪人来リ三此ニ
仕ヘ参州ニテ後ハ軍代ヲ勤メ二代相續家中ノ侍ヲ手ニ入後ニ主人ヲ追出シ新田
城ヲ押領シ由良国繁ト改名代々子孫新田城主ニテ天正十一年ニテ檢撿ニテリ
様臓ハ御所七[?]ノ内小野氏也小野国繁ト有之輕井ニ枚寒松本ノ今度サシ
上ラル、トヤ

今案慶長年中東照宮ヨリ徳川ノ御家国御詮儀ト有ハ右
家ノ系ノ祖父新田治部大輔守純天正ノ末承何故御目見ノ願ノ
事ナシ附録ノ内守純ノ條下ニ記スカ如シ折角御常ノ
石出ヒ時召韻候至極故何ニヲアエクル品モ無リ追テ子孫ヲ御取立下サル
ヘキト在所ヘ御返シ一井御ヘ蟄居其后年有テ足利ノ学校
寒松西堂江戸往来ノ序駕ヲ枉テ是ハ私ノ好ニテハ無シ家国系見ン

十哉ト両度迄立寄所葉ノ処守純接待ニ最前無拠
家康公ヘ入御覧ハ外ノ人ニ見スレハ目カ言ルトナ傳ル條ニ出家ナト
ニ成ラス事ナリト跡未ノ椂ノ故学校モ不悦ニテ帰ラレルヘキ
セ其時御見セヲ成ルカ幸ニ可然モノヲト坂庭吉主水カ語リシト
晴軒翁ノ談此記ヲ見テ具時事ヤト合思ヒ合スル然ハ此記係
ノ内岩松治部大輔ヲ所ノ百姓共以下思ヒ誤リ新田殿トナシ屋形
ト崇ノ来リシト計リノ説未詳附録ノ十代満純ノ條下ニ記スカ
如ク満純実ハ新田義宗ノ子ナルヲ岩松左馬介満国如何ナル所
存カ猶孫ノ内ヨリ養レト云事ハ其世モ鎌倉ヘ憚リテ秘シタル
事トナ傳ル左アレハニヤ鎌倉大草紙ニモ應永年中上杉禅秀
乱ノ時上野ノ国ニハ岩松治部太輔本氏ニ還リテ新田ト名乗
一国ヲ治順セント云事ノ外他ノ記ニ見ヌ事ナレハ福山
月齋足利寒松彼地ノ百姓等カ傳説ノ分チモ有ラス岩松ヲ治レテ
新田殿トナシ屋形ト崇ムト考シモ左ノ事也成祖家ハ岩松ノ家也
供御禄ニ記ス満純以来岩松ヲ改ノ守純迄八代新田ト称スルノ家
傳ノ記ヲ以テ其時ノ学校ヘ演説アラハ分明ナラニヲ
東照宮御家ニテサヘ矢後ナ上タル不調法人系図ヲ問人アレハ
呂ハ古河殿ト對座ニ居ル程ノ者ニヤナト自慢而已ニテ異想ヒモ
御座ニセシ故生涯御不幸也シト金谷坂庭ノ旧臣共カ悔タリシト云
事晴軒老人ノ談思ヒ合セ今日此記ヲ見テ百余年以前ノ過ヲ知ル

巻外
長樂寺系圖

私云此一軸従古ヨリ世良田長楽寺蔵文庫ニ有シ
字也南浣ハ由来釋ノ栄長ナリ国師ト延立ヲ
禅林也此寺ノ蔵ニ後鳥羽院所宣賚文二年
寺領ノ因緣ノ内開山円那徳川三郎義季法名
栄寛ト有然ハ徳川家ノ氏寺也因茲老ルニ
徳川家ヨリ納スルカ岩松家ヨリ納タルカ時
代ハ元弘建武ノ后ニ書タル物ト見エル又云天正
十六年
東照宮御父囲ノ后徳川ノ住人ハ正田年人ハヨ
呂ヲ旧キ事ヲ尋有シ時長楽寺ノ住職菊
霊ヲ同近此系図ヲ上ルノ旧住持如何ナル所
為有シカ二ツニ切テ焼テ隠シ末ヲ
上覧ニ入奉ルト云フ其限リ今又来ヲ以テ
合クル此一冊ハ右
セト申傳ル
上野之以栄ノ書写

人王五十五代諱惟仁者文徳天王第
四御母染殿之后忠仁公良房女御
在位十八年御歳三十一御出家アリ
申水尾御門文徳天王号田村御
門有四人王子一者為惟高二者惟
條号木原王子三者惟彦四者
惟仁是号清和天王御即位也
後奈良藤原宮御出忠仁公依為
舅藤原氏人々多為關白繁昌
有之惟高御子号小野宮云々

文徳天王者當人王五十五代也
然者清和之御門者五十六代之御門也

清和天皇

陽成天王 治八年之慶八貞明

貞純親王

貞固親王

貞保親王

貞之親王

經基六孫王 生得第六男親王法貞純八年十月八日始賜源氏姓母八左大臣能有女 太宰大貳

多田満仲 陸奥守左馬頭任摂津国多田郡為武士長者守護朝家後出家多田新発意ト法名満慶八莫十申

貞辰親王

貞正親王

摂津守頼光 内蔵頭東宮大進

大和守頼親

丹後法眼源珍

美濃守頼国 従四位上左馬允文章博士

筑後守頼家

下野守明国

下野守仲正

三河守頼綱

伊豆守国房

信濃守師光

蔵人大夫行国

摂津守頼盛

河内守頼信

国房 出羽守
光国

師光

満隆

福嶋蔵人
経光

蔵人大夫頼行

蔵人大夫頼憲

盛綱 淳和院

多田蔵人大夫行綱

多泉次郎判官代
知実

行定 四郎太郎

行忠 次郎

定綱 三郎

為綱

行盛 四郎 判官代

基綱 五郎 蔵人

加賀守頼房

陸奥守頼俊

頼遠

有光

光平

元光

頼風

頼安

玄実

平田太郎仲国

藍蔵人頼国

行仲蔵人朝仲

小納言僧源子伊豆山

野間蔵人高頼

左近蔵人資国

僧信実
中務少丞頼治
源寺主
親治
下野権守親治
豊島六位進頼忠
頼景 — 頼遠
盛仲 — 親仲
豊後入道盛資
国長
出羽守光国
国光信
光長
光基
光経
出羽守光保
備後守光盛
光宗

従五位下伊予守
頼義
陸奥守村上
頼清
掃部助
頼季
八幡太郎義家
号加茂次郎
美濃守義綱
号新羅三郎
刑部丞義光
常陸介佐竹冠者
義業
武田冠者
義清
清光 一条源太
佐竹太郎
信義 一条太郎
忠頼
遠光
長清
対馬守義親 被誅
河内判官義忠 為源義光被害
式部大夫義国
陸奥判官為義 保元乱記
九郎左衛門義時
古河判官代義盛
義輔
義弘

甲斐国逸見冠者郎
光長
義定 安田三郎
義基
義
義俊
義明
義長

左馬頭 義朝
多胡先生 義賢 ― 義仲 木曽冠者
清水冠者 義高
志田先生 義憲

悪源太 義平 平治役誅 日年
中宮大夫進 朝長
右大将二位 頼朝
頼家 左衛門督
実朝

四郎左衛門尉 頼賢 ― 義基
掃部助 頼仲 ― 義宗
義信 平賀冠者
為宗
為成
鎮西八郎 為朝
家範
十郎蔵人 行家 以上十人

三河守 範頼
河内法橋 全成 吉見禅師
善清 悪禅師 ― 頼全 土佐河野次郎
江令
九郎大夫判官 義経
公暁 若宮別当 南階禅師

式部大夫義国　八幡太郎義家三男

新田大炊助義重

足利新大夫判官義康　法名

義兼　同上総介

義氏　左馬頭

泰氏　宮内少輔

頼氏　治部大輔

家時　式部丞　伊予守

貞氏　讃岐守　号浄妙寺殿

高義　左馬頭　号延福寺殿

尊氏　左兵衛督

直義　左馬頭　号大休寺殿

義詮　宰相中将

基氏　左馬頭　号瑞泉寺殿

氏満　左馬頭　永安寺殿

満兼　勝光院殿

持氏　従三位左兵衛督　長春院

成氏　従四位下左兵衛督　号乾亨院

義満　太政大臣　鹿苑院

義持　勝定院

義教　普光院殿

勝義　慶雲院殿

義政　号東山　始ハ義成ト　慈照院殿

義尚　号常徳院殿

新田高林太郎義俊

同伊豆守義範　号山名

伊賀守義成　号里見

里見判官代義直

豊国三郎義行

田中五郎義清

同蔵人大夫義兼 太郎 母[illegible]女 當腹[illegible]

同四郎義季 号徳川 次郎 母同上

同三郎経義 号額田 法名[illegible]

三郎義益

昌尊

中里見七郎政氏

同太郎重国

安田三郎重村

山名三郎長国

同六郎義房

三郎蔵人重家

左近将監氏家

義成

義基

伊賀蔵人義継 号大嶋

伊賀三郎時成 号鳥山

蔵人三郎時氏

快憲 [illegible]

蔵人次郎氏継 号大井田

修理亮時継 号大嶋

頼氏 [illegible]

太郎蔵人成氏

修理亮[illegible]氏

彦四郎秀氏

三郎蔵人胤氏

五郎頼兼

三郎太郎

孫三郎盛胤

修理亮義氏

助太郎秀義

氏継

兵衛蔵人義隆

蔵人大夫経隆

継義 左近大夫将監

左馬助義氏

左近大夫

弾正少弼経氏

式部大夫

右馬助経世

時継

彦太郎盛義

孫太郎義貞

兵庫頭義政

左近大夫将監義高

時成

鳥山太郎経成

同太郎[redacted]成

鳥山五郎頼重

五郎三郎政成 孫三郎

五郎太郎氏成

孫四郎信成

太田五郎左衛門尉頼宗

孫五郎成継

孫太郎宗氏

治部丞朝宗

修理亮政宗

右近将監宗義

孫次郎盛成

修理亮盛朝 上田討死

次郎 八坂岐河討死

又三郎 竹下討死

大炊助信盛

太郎三郎宗氏

太郎四郎氏盛

五郎氏継

宮内律師宴有

了頓首座

兵庫助 討死 子二所

盛成 信成嫡子 元弘三年五月十九日於極楽寺坂大将軍 延元二年三月廿一日於金前討死 異

宗成 右京亮宗兼 建武二年七月廿七日於伊豆国郡七里自害 子

氏盛 同廿五日於桐川 八幡原討死 子

氏継 宗成之一所自害 子

義兼

蔵人太郎義房 先親死去

同太郎政義

女子 号新田岩松
足利上総介ゐる源義純室

覚義 荒居律師

又太郎政氏 母足利左馬頭源義氏女

家氏 大炊次郎 母同上

信氏 大谷修三郎 母同上

助義 蒲荒次郎 母同上

小川僧正

細谷弥太郎国氏

三郎知信

三位公 義妙

重氏 西谷九郎

快義 安養寺

基氏 新田太郎

惟氏 今井十郎

貞氏 安養寺律師

基氏

同太郎朝氏 正朝ヲ兼

義貞 左衛門督 左中将

義助 — 義治

義隆 兵庫佐

義冬 式部大夫

次郎

義国

五郎

義顕 越後守 左馬助 — 義興 兵庫佐

義宗 武蔵守 — 貞方 兵部少輔

義貞 元弘三年五月八日為大将軍
延元三年閏七月二日於越州討死年三十九

義顕 延元二年三月六日於金崎討死年十八

義隆 為義興取

宗氏 ― 為氏 ― 氏義 ― 大炊助 延元二年於金崎討死

貞氏 孫二郎 ― 貞義 左馬権頭 ― 安房守貞満

貞寂 ― 重氏 今参刑部少輔 ― 経氏 兵庫助

左京亮義満 於越前討死

宗氏 ― 中務権大輔幸氏 為氏子同建武三年正月十六日於江州観音寺討死

義兼 大炊助

左京権大夫氏明

三郎 於伊豆路討死

六郎 建武二七廿討死

右馬助 建武三正十六討死

若松女子 ― 遠江太郎時兼 ― 村田太郎頼兼

- 経氏
  - 泰経 口口太郎 — 仲泰
  - 泰寛 太郎三郎 付死年 与高時同元弘三 五十六于分信濃
  - 時明 遠江次郎
    - 国 — 満国
      - 国氏 治部三郎
      - 満氏 左近亀
  - 頼国 同三郎
    - 盛国 治部亮 — 頼盛 又三郎 — 清盛 伊予大輔
  - 泰家 次郎四郎
    - 頼泰 — 兵泰 孫四郎
    - 彩阿 — 彩若
    - 頼助 — 頼賢 [illegible]
- 朝宴 修理亮 [illegible]
- 明氏 三河三郎
  - 朝明 — 盛氏 次郎三郎
  - 森澄 — 源朝 三位
  - 経氏
    - 時氏 — 助氏 彦三郎
    - 惟氏
    - 重氏 兵庫助 付死年

次郎 寺井

長義 金井二郎為人

経氏 田部井四郎

号岩松 遠江五郎 経兼

薮塚六郎 朝兼

田嶋又太郎 経国

政国

政経 母江田下野守頼有女

義政

義種

本空

禅師 [illegible]

四郎

経家 兵部大夫

女子 尼了日

時綱 太郎三郎

朝綱 六郎 四郎

禅師

孫太郎満

太郎次郎頼綱

氏兼 三郎

彦六郎満氏

彦五郎満利

孫次郎貞利 法名道一

次郎三郎利純

氏頼五郎

三郎太郎行氏

経氏 ― 源詮 ― 源集 禅師於信州討死

寛氏 法名妙愛 白河住六 ― 義氏 三郎 ― 長重

義直 ― 政貞

時綱 ― 政綱 四郎三郎 ― 隆氏 三郎

頼持 彦太郎 ― 政頼 彦二郎

新田次郎
義季 ― 頼有 下野守 ― 頼泰 四郎三郎 ― 頼貞 八郎彦三郎

頼氏 三河守 文永元年被勘気流罪佐渡国 ― 女子 小三用女房 法名浄念

女子 比丘尼浄院

教氏 三郎二郎 法名浄真 ― 家時 孫太郎 ― 満氏

仏宗 長楽寺長老

女子

有氏 三河三郎 ― 義有 ― 行義 律正実阿 号江田

頼円 宮内阿闍梨

経義 ― 氏綱 小源三 ― 政氏 額戸彦太郎 ― 氏長 彦三郎

長秀 宮内

政長 民部

義廣

経長 六郎

頼綸 五郎 以文年 於世良田討死

宴政 兵部少

義基 源三郎

長親 又四郎

藤一丸

義政

幸松丸 左京大夫

経氏

時綱

政経

経長 源三郎

政長 兵庫頭 従五位上

政兼 左京亮

長氏

僧 門聴

貞長 左京亮

定令丸

貞一丸

足利新判官

義兼

義清

義實

義俊

義兼

義純 遠江守

時兼 遠江守 岩松等祖 新田之 母新田冠者入道義兼女

時明 遠江三郎 子孫新田之 母同之

泰国 号上野介

時国 号河内守

義胤 足利上総次郎

頼氏 桃井二郎

胤氏 日三郎上三郎

小三郎 当乃下野

氏直 又三郎

義氏 左馬頭

泰氏 宮内少輔

家氏 尾張守

宗家 尾張左近大夫

四郎 丹波守

頼氏 治部大輔

家時 伊予守 式部丞

長氏 吉良上総介

国氏 今川

氏 吉良太郎

経氏

満義 宮内少輔

貞氏 讃岐守 浄妙殿

高家 左馬頭

尊氏 左兵衛督 延福寺殿

直義 左馬頭 大休寺殿

基氏 左馬頭

氏満 左馬頭

満兼 勝光院殿

持氏 長春院殿

成氏 瑞泉寺殿

政氏 [illegible]殿

義詮 宰相中将

大政大臣 義満 准三后 左大臣

満氏

貞義 従三位

満義 [illegible]

氏義 従三位

信義 右京亮

義顕

氏顕 三河守

頼有 従三位

氏有 三河守

經氏 左近将監

泰義 左京亮

氏頼

梵光 九十歳

頼春 宮内少輔

義綱

師義

頼仲 若宮別当

泰氏

頼氏 治部大輔

義任

家氏

宗家

宗氏

兼氏

義春 細川

貞頼 丹後守
義顕 越後守

高経
家長 陸奥守
氏経 民部少輔
氏頼 左近将監

尊氏
直冬 右兵衛佐 従一品
義詮
義満 太政大臣
基氏 長寿寺殿
氏満
満兼 権大納言
持氏

義光 刑部少輔 号新羅三郎
義業
義盛
有家
義清 武田冠者 号甲斐国住
清光 一条源太
信義
高信 武田太郎
忠頼 一条次郎 為頼朝被誅 阿佐野上総
兼信 板垣三郎
有義 武田兵衛尉
信光 石和五郎
光長
基義
惟義
遠光 加賀美二郎
遠信
義定 安田三郎
長清 小笠原次郎
長義
光行
義行

昌義
忠義
義宗
親義
隆義
秀義
義基 常陸介 次郎
義茂 佐竹
義行
義季
義尚
義教
義定 式部丞
義経 宗寂房
義弘
義覚
頼円
義行
義兼
義春
胤義
義教

安義
義延
惟義
惟信 大夫判官
惟家 左衛門尉
少輔次郎
蔵人
朝雅
右衛門佐
経義
義光
義業
義清
陸義
季義
義重

近義（岡田三郎）—重義

義範（[illegible]蔵人）—維保

義清（岡田冠者 [illegible]）—清光（一条源[illegible]）

忠義—義宗（[illegible]）—実義（左衛門尉 [illegible]）

信義（武田太郎）—惟保

維義—隆義（[illegible]）—季義—義重—長義—義胤

義[illegible]—義行

義資—顕義

盛義—義信（[illegible]）—朝政（[illegible]）

惟義（[illegible]）—惟信—惟忠（[illegible]）

有義（平賀冠者）—[illegible]義（[illegible]）—[illegible]直（[illegible]）

[illegible]（平賀[illegible]）—安義（[illegible]冠者）

義定（[illegible]）—義経（[illegible]冠者）—義明（[illegible]冠者）

信義（[illegible]冠者）—[illegible]義—[illegible]

[illegible]（[illegible]冠者）—義[illegible]（[illegible]）

昌義—忠義

仁明
- 文徳
  - 惟喬　号小野宮　伊豆守
  - 斉宮　号二伊勢太神
  - 惟彦
  - 惟條
  - 惟仁　仁和御門
- 仁康
- 光孝

義宗　頼朝 — 義貞　判官代
近義 — 重義　三郎
義季　号得川人 — 昌康　佐竹三郎

清和天皇　在位十八年　元慶八
- 陽成院
- 貞純親王　号十六宮 — 経基　六孫王　天慶大将　賜源姓 — 満仲　多田新発意
  - 頼光 — 頼国 — 頼綱 — 仲政 — 頼政 — 仲綱
    - 兼綱
  - 頼親
  - 源賢
  - 頼信 — 頼義 — 義家 — 義国 — 義重 — 義兼
- 貞法

陸奥守
義綱 [illegible]

義光 刑部丞

義房 又[illegible]

政義

女

政基 同

い 源部

先祖書

壬申四月十二日出

清和源氏
[illegible]

上州新田郡[illegible]之下
岩松満次郎

先祖書

後醍醐天皇ゟ御賜之紋
又五三之桐
十六葉之裏菊
家之紋ハ大中黒
幕之紋右同断

源氏　岩松氏

清和天皇第七代従三位鎮守府将軍八幡太郎義家之三男足利式部大輔義国嫡男新田大炊助源義重より第十七代後胤今ニ而滅亡
新田治部大輔氏純之嫡男

一　中興之祖　南朝岩松氏上野
新田治部大輔守純　[illegible]

一 母 望月十郎右衛門女

高祖父清次郎儀、父同様新田金山ニ罷在候
然ル処天正年中陣代忠良信濃国蘆田依
田家ニ対陣仕候節、高祖父ハ金山落城同国
蘆田郡相木ヘ退き、子孫代々時節を待忠良下
一所ニ退き、相木ニ罷越、然ル処兼て約置候
甲斐国……
別而忠臣之段、通テ忠良ハ同年共関東ヘ罷
陣被下、関東ヘ西国ヘ忠良ハ常陸国未久
仕候旨、手関八列

持候処、同人到手紙并御口上を以
御入国之御様子へ上之河本書取裁仕候本
御返書之写
被思召候段、被仰出候
御尋之御列之候段
度下被 仕候条令
喜悦ニ存候
之道候ニ而存候
七月廿五日 御名 御判
新田清郎殿

御公家御書判并其外所々より之文御判
判紙ニ御判書出シ置申候
其後右之仕儀なとも東内ニ依て治部之備
守純猶子ニ満次郎豊純同道門跡ニ成
御城内ニ　御目見ヘ申上ル之由
然ル守純父子直々ニ為　成御門離候ニ付新田
三世法印家之如守純并豊純共ニ御許
遠たる　御法号之前尾張直と名御返
左候ニ付右之者共此後不及申事ニ不叶候
治部之備也　御家御称ニ而御参勤之

御許遠ニ而御法し　御法名之前尾張重
是ニ而有之候ニ間へくハ前之内外之は代々ニ於ても
之子孫迄不可有之事是迄
ござ候ニ付　御法候　俗名之通取
新田家一ノ丹ニ候感ニ寛之由緒ニ而重法守純
由緒之儀ニ付世良田ニ能々有之候
元和二年二月五日 ... 死
世良田山長楽寺ニ而葬候法名大光院殿
守純妻　... 女
守純惣領　男也　新田... 清純

守純次男　伝蔵事ニテ候　新田治部少輔豊純
嫡男早世ニ依テ次男ニ家督ヲ継ク
守純三男　服部治右衛門純俊
慶長ニ未丁守純ト勘当ヲ受テ浪人シ後元
道酒ト称シ後又ミ病ニ依テ改名ス寛永三年
正月二日蔵引入ル勘気ニ赦サレテ而モ仕ヘ上方ニ於テ
柳原村ニ於テ子孫 [illegible] 居士 當家
守純四男　服部宗孫
奥ノ田村ニ住シ相テ [illegible] 子
宗寿ト云ハ [illegible] 子孫断絶候

守純五男　服部彦三郎政
初男ハ叔父ニ相続シ [illegible] 石母田 [illegible] 所ニ居住
[illegible]
家名服部ヲ守政ト [illegible] 勘気 [illegible]
[illegible] 今 [illegible] 代官小笠原 [illegible] 一 [illegible]
[illegible] 寛文二年八月十一日 [illegible] 三男 [illegible]
[illegible] 法名 [illegible] 同
守純女子　上総 [illegible]　千葉新田 [illegible] 妻
天正年中 [illegible]
[illegible] 寛永十二

年六月十三日以後之宿中ニ病死　法名

葬於大念寺ニ

守純女子　津田織部之女　大谷兵助妻

母ハ妾

守純女子　安藤対馬守家臣　井出五兵衛妻

母ハ妾

守純女子　日野世良田村浪人　長谷川市之丞妻

母ハ妾

一 二代目　新田治部少輔守純嫡子　新田治部少輔豊純

幼名　生母之助　母ハ今井左京亮女

一 元禄年中父守純一同於門跡　阿[illegible]見[illegible]

死其年ニ[illegible]候ニ付病身ニ候ニ付[illegible]

之生初[illegible]太[illegible]友[illegible]四[illegible]

等[illegible]世良田ニ移住候

正保三年十二月十二日ニ病死　法

日野世良田ニ長楽寺ニ葬　法名

陽徳院[illegible]如源清

豊純妻　日野武之助女　根岸三河守女

豊純嫡子　[illegible]　岩松満純

豊純次男　岩松[illegible]

始之列沢田ニ城ニ己真田伊賀守信直ニ家臣
宮下藤右衛門与申者也如故土着ニ弥直続流浪
再故郷新田ニ居開拓仕晴軒と改ム貞享
二年丑月廿六日卒ス法名晴光信円部
良田ニ長楽寺ニ葬ス法名往雲院秋天念晴軒
豊紀曾男　西連朝海
母妾
世良田長楽寺ニ葬ル日光ニ安楽院ニ住職
始又世良田長楽寺開拓仕又日光下宮光
明院ニ住職任ス享保八年十一月廿日遷化住ト

豊紀曾男
母妾
宝元年号蔵紀法名求之和尚ニ下付
一　三代　本家ニ生ル三女　新田沢郎兵衛豊紀出家後之住職
母　根岸之何女　宗存清浄寺紀
始新田清治郎と申ト此如宗人永子八年
蔵有候清竹残生　新田竹子代積と此枝宗清ニ任
是ニ三宗ニ永守と宗極と相改中と法院ニ豊紀
宝永四年ニ人ニ本蔵山以教積ニ法ニ下ル立所
元禄之間別有之
善等其得ト申　天保大修造ニ寄附ニ年頃年

一　本庄殿ニ入御被遊候ニ付御申聞候之品
大猷院様御代寛永年中ニ而本丸御作事被
有之候節ニ茂芸州ゟ献上之御植木御候
節共ニて御覧被遊何年今度ハ　石州様ニ被仰
酒井讃岐守殿ニ御預ケ被仰付候由大猷院
御様子ニ而右之御用ニ付被仰付候　右様ハ
御先祖ゟ御様子被為成候ニ付　御代々
も多く右之御内ゟ首尾よく被差上候義御座候
被成下候ニ付御礼被仰上候
御役儀御手前々可被仰上候様二冊御座候

一　右本丸ニ而御成被遊候ニ付御意之趣ニ而御座候節
其後ニ被成候申上候以後大猷院様被御内々
御差遣被成候御用向之事　御内証之義
常憲院様御代被為在候
大猷院様　御年三回忌ニ付
寛文三卯年四月被為本丸殿ニ而御法事ニ付
御殿様ニ而御日記ニ月御記候
厳有院様之　御用見分上覧　御三ケ所ニ代之
新規ニ百石ゟ宛差加被成下新田御内
御田地被下候而御代々被仰付候而毎年

正月三日卒　撫御納戸様御前ニ而
素読仕候年頃ニ付被仰上年少ニ而参候
右ニ付年寄共ニ而御沙汰ヲ以同年世良田御宮始而
御修復ニ付同月廿日正御目通ニ而被仰付秀純奉り
御近習ニ被為召出候　故御国ニ而心得ニも御座候
様御光年御部豊後守忠秋殿ニ而御指図ニ而被仰候
正外　御近　宮様ニ而被為成候御前御部
様ニ而御渡シ被成　御届御沙汰御家部
右之者共ニ而様ニ而殿ニ而御届ニ而秀純
白代御役ニ而被為成候御役　ニ而

御酉　御代々儀仕来ニ付代々御継仕候ニ付
正中ニ之候継仕来年ニ而月廿日ニ為
百加ニ而ニ而也記　御酒　御代々儀仕
安宝四子辰年九月二日出生　病死
法名良田心長　葬
恭巌善悦
秀純嫡子　母某　安女
秀純次男　実某純
秀純次男　早世　丸
寛文十庚申年二月　日ニ而病死　法名良田心

大番年ゟ若狭中ゟ後為相勤寛人　森淡路守玄雄

秀純　二男

秀純　女子

寛文八戊申年六月十二日ニ病死仕候　良圓

大番年ゟ若年寄中ゟ後権葉宗同　同

民月　本國生　之助　若狭淡路守秀純若狭守大探　若狭淡路守富純

母　丹後守娘ゟ遠江守安

延宝丙辰年十二月十五日ニ家督ニ而

御番ニ而御目見仕候而年々被仰付候

元禄十三年辰年御礼年ゟ上ニ而年々相勤

同九酉年　世良田　御書院御徳

四年三月御目見仕候右　宝永　御近

宝永二年御有徳　御同　御請取被仰付候

四月十七日　有徳院　御同　御奉取被仰付

享保十六亥年　八月朔日　新田

若狭守　三年　隠居

有徳院様　寛政御目見仕候　被仰付

宝永四年　御目見　同純秀　隠居

家継様ゟ若狭守　御隠居ゟ　入

寛政四年　同純　御請取

一 右御書物御寄附御礼之書 御経之

御奉納之事別紙目録之通加修補古文

壹通 元暦元年八月十七日世良田義季古文書

修補并奉納 元暦元年八月十七日年之八月新田

義重仁安二年之古文書長楽寺江奉納

候事

右之所門前中以別書御中二以医師吉田 …
之系人 … 候人 …
書写目録余 … 以銭新田家之古文書類
当院蔵雄 … 撰集仕 … 御用 …
之吉田家 … 之 … 奉納 …
事以別 … 被下

右家系入 元暦元年八月新田義重 … 寺之
譲由 御判之 以後 … 家 … 源 … 義雄 後
太人保 … 長楽寺 … 源 … 良 …
以後 … 奉 … 人 … 候
十之 … 寛文保之 … 年九月十二日以後 …
病死仕 … 世良田山長楽寺 … 候
僧樹院 … 大 … 当人隆
当院寄
　　右 … 院 …
　　　　岩松 …
文?一戊寅年八月九日 … 之 … 仕
世良田山長楽寺 … 院 … 性 …

可也

富純女子　早世　岩城半吉九郎室

母同上

寛永三戌年十二月廿八日生

御目見十二歳之節病身ニ付延宝五巳年六月

六日病死仕因州ニ而葬法名随願院風山宗順

富純後妻　牧野長門守家臣　荻原右衛門度成女

富純次男　湯浅長三郎　岩城縫殿孝純

右縫殿孝純義嫡子菊寿丸ニ病死仕候ニ付

次男ニ而家督仕候

富純三男　早世　岩城豊之丞

正徳六丙申年三月六日二十二歳ニ而病死仕候

因州ニ而鳥取ニ葬ル法名芳岳無山清平

富純四男　岩城觀兵衛純

享保十八丑年七月廿四日大炊頭殿御目見内藤ニ組

岩城三郎祝　名乗不宗　男子ニ而病死

富純五男　岩城貞之進通純　初名

延享元甲子年二月廿一日御部屋住中小性組書状

従兵書保殿之候御前ニ而因清路出願

作法宝暦四甲戌年九月廿七日病死

離縁之節召呼候事無之 御用番安藤対馬守
殿江御届申上候 然処寛政七卯年
十月廿二日ゟ病気ニ付高見氏方へ長患ニ付
養家名跡ハ継候義難成由相届ニ付
富紀女子 母同前 某門家臣 恒某養
富紀女子 小笠原信紀 組頭某妻之紀 富永源之助泰信妻
茂目 女子 生母某之節 某妻 某成女
母 岩波東門富紀 後妻 源抗
岩波某紀
享保十六亥年新居紀之内死去井之某
茂様 御小納戸相勤 御小姓組

右ハ少納言長谷川吉右衛門ニ而勤候 御用人
大久保源次郎同十七子年表之別様ニ而
四紀 御役御用相勤候 御書抜
之通 四度下り申 宮氏 六月廿一日源左衛門
高野 之通 享保 年
此通 後 年 御役
出羽 之趣
元文二巳年 世良田 御宮之 御役
宝暦十三未年 奥 頭
御役 宮之 御代官 役

御用　御役被仰付候年月日並礼
御役　御役被仰付候〃〃
元文二巳年正月廿日於江戸御礼申上候
大久保和泉守様御宅ニ而御老中方御列座
ニ而新田高四百石被下置御役被仰付候
〃右ニ付御家老方へ御礼ニ参候
上使ニ而御礼之儀御次之間ニ而申上候
右御礼相済候以後御目見被仰付候
一右御礼一同ニ而御用番へ[illegible]
右之御礼[illegible]

右被仰付候以後御老中方へ御礼ニ廻
四組頭衆[illegible]被仰付候新田高ニ而
其外[illegible]新田頭[illegible]
[illegible]右ニ付[illegible]
元禄[illegible]
御役[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

之儀ニ付奥ゟハ御側衆中ゟ被仰渡候人事
御小納戸ハ長谷川出雲守殿ゟ保和紀伊守殿迄
書付長谷川出雲守殿指出候ニ付同年
六月十七日三好図書ヲ以御用番老中戸田采女正殿
京今三伝ル上ニ候ニ付御年寄衆ゟ被仰渡
引渡シ仕候
安永二丑年二月　当家御預御延
之孝純病死仕候ニ付家督之儀相続仕候
中之儀寛政元酉年十二月廿日病死仕候
病死仕候ニ付同月廿日葬送済

光照院殿開湖孝純　孝純室 大久保甲斐守忠喬女
孝純妻　光松院殿
孝純女子　後ニ名　光松院殿
孝純次男　光信院殿
寛政二年戌年八月廿日相果
右ハ惣領大河内出羽守殿ニ養子ニ罷成候
之儀唯今相勤罷在候
孝純三男　光禅院殿
母妾
明和八辛卯年十二月十日病死仕候

良恩長専寺ニ葬ル法名寛徳院妙寛大姉

孝純四男　　神保宗右衛門殿

母妾

明和四丁亥年九月十九日十六才ニ而病死住

深川本誓寺ニ葬ル法名凡生院

実ハ古國成

孝純五男　早世　　岩瀬弁次郎継子

母三女

安永二癸巳年七月十六日十七才ニ而病死住

良恩長専寺ニ葬ル法名秀光院晴芳童子

孝純女子

享保十五庚戌年八月二十六日二才ニ而病死住

良恩長専寺ニ葬ル法名玉泡幻夢童女

孝純女子

享保二十乙卯年八月十一日二才ニ而病死住

良恩長専寺ニ葬ル法名清秋晴霜童女

孝純女子

延享二乙丑年十月十四日二十七才ニ而病死住

良恩長専寺ニ葬ル法名泉空了実大姉　　宮城弥右衛門妻　嫁後離縁

一　六代目　初名　幸之助　　宮城治部八郎嫡子

明和六丑年[illegible]月十四日[illegible]於京都[illegible]通り
任ず[illegible]大樹寺[illegible]作法[illegible]例
[illegible]通年始[illegible]嘉[illegible]住[illegible]
安永六酉年 世良田 御宮[illegible]修復
[illegible]上[illegible]
有[illegible]住[illegible]同七戌年二月十八日東叡山
新宮様 御 [illegible]両様[illegible]
[illegible]蔵[illegible]一三[illegible]様
淮后様[illegible]書[illegible]
[illegible]為[illegible] 仰付候

禁裏御所[illegible]一宿坊[illegible]
将軍[illegible]進[illegible]御所
別当[illegible]目録[illegible]遣[illegible]
[illegible]寛政八丙辰年 世良田
御宮[illegible]修復 日光 御本[illegible]
宮[illegible]例[illegible]通[illegible]出席[illegible]
御酒 御[illegible]為[illegible] 正月十七日
有之 御酒 御[illegible]年十二月
[illegible]由[illegible]
戌年二月十四日[illegible]世良田[illegible]

長崎ニ而葬ル法名俊徳院殿大樸温純

義寿妻　川井治兵衛妹

宝暦十三未年二月廿九日縁組之願之通被

仰付之候杉本平右衛門殿ニ而仰付候

明和二酉年九月廿一日故有之離縁仕候

義寿後妻　岩瀬貞之進女

明和七庚寅年八月廿五日再縁組之願之通

仰付之候杉本平右衛門殿ニ而仰付候

貞之進女義寿従弟女ニ候処

再縁組之

義寿嫡男　平也

母　川井治兵衛妹

岩瀬貞九　九

明和六丑年四月二日去ル病死仕候長男

長崎ニ葬ル法名宝光院殿陽岳

義寿次男　岩瀬清兵衛養子

母岩瀬貞之進女

嫡男平世仕候次男ニ而

義寿三男

母　同

宝暦年中月　世母

経寿浅野[illegible]女成ニ[illegible]

義寿二男　[illegible]

母同人

義寿女子　早世

母同人

安永二癸巳年十二月朔日病死　法名如幻院[illegible]

[illegible]

義寿女子　[illegible]継[illegible]妻

一

武田三右衛門[illegible]　[illegible]徳純

母同人[illegible]徳純女

私義寛政九丁巳年十二月廿八日父義寿隠居[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十年午三月[illegible]

徳純妻

徳純母

徳純女子

右之通相違無御座候　以上

寛政二庚戌年

上野新田郡大庄屋
岩松清兵衛（印）

未十二月廿九日
岩松織部ゟ出

系譜

清和源氏
新田岩松　塩田先之前書

い
源

小笠原清紀本丸織部ゟ文所
岩松一太郎

清和源姓　十

岩松　本姓　新田　支：真服属

清和天皇ヨリ二十四代清和源氏二郎五位入新田

治部大輔守純来子服属之由来ヲ存候ヨリ

二代岩松之後岩松由来ヲ義親相続

籠之紋　大中黒

幕之紋　大中黒

家紋　大中黒　桐　也

義親尚紀

純曉

由来書　略名岩松之由

母　根津清右衛門女

嘉　女

宝永七寅年生武州

享保九辰年七月九日有故経之悉

法　石抱

元文四未年　月廿七日　文武勤定

寛保三亥年　月　常陸国新治領

後代四月

延享三寅年正月之後　武蔵国

常陸国上野国新田源氏揃候

四月之後　御降

同年五月廿六日平定騒動有之十一日出羽国
捨代ニ付
寛延二巳年二月廿九日上使小佐手高田
捨代ニ付
寛延三午年十二月十六日ニ而上京
寛延四未年二月廿日小佐手捨代ニ付
宝暦二申年二月廿日小佐手捨代ニ付
御用ニ付
宝暦二申年十二月廿四日大坂ニ今出立
宝暦七丑年七月廿四日ニ而代官

宝暦八寅年二月東御門ニ而上使御用相勤候
納合御改同年
常憲院様御法事能役御用
同年御年貢年内皆済仕候ニ付納合相勤
宝暦九卯年御年貢年内皆済仕候ニ付納合
諸事宝暦十二年年頭御礼ニ付御用
同年相模国村々寺社御普請御用
同年年内御年貢皆済仕候ニ付納合相勤
明和八卯年四月ニ而上蔵ニ而文御用仕候
御用ニ付

同年六月後見之儀ニ付言上仕候處願之通被仰付候
元服
安永三午年六月小笠原左近将監殿御役所ニ而被仰渡同役之列被仰付候
安永四未年六月左近将監殿御役所ニ而被仰渡候
安永六申年二月朱印改ニ付御判物頂戴仕候
元服
安永六酉年七月廿日大久保佐渡守殿於御宅ニ而
之内御宅ニ而御目見申上候
様被仰付候由
正名 扎

安永七戌年十二月二日先規之通御目見
同日名乗改
天明二寅年八月廿四日致病死
天明三卯年二月十二日
隠居死去七十
号常

紀姓
母 女
妻
寛延元辰年生

安永三午年二月廿二日於[illegible]御目見[illegible]信[illegible]入組[illegible]

安永五申年十二月十九日御[illegible]部屋[illegible]

安[illegible]組

安永七戌年十月十二日於[illegible]富士見[illegible]

安永八亥年六月十二日 [illegible]勤

天明元丑年五月廿六日 西丸[illegible]勤

同年閏五月十八日

養孫[illegible]

天明二寅年十二月二日部屋住[illegible]

天明三卯年五月六日[illegible]

天明八申年二月十二日[illegible]

死去 一葉[illegible]

[illegible]

女 [illegible]妻

母[illegible]女

女 [illegible]妻

母[illegible]女 [illegible]

純美 [illegible]一[illegible]郎

母 [illegible]氏女

安永元辰年四月十六日生[illegible]

天明八申年四月當所道入家株久左衛門支配

安

母ニ同

養母 黒沢誠吉兵之助妻
実ハ坂尾左衛門妹女

寛政十一未年八月十六日死

純寧 岸根清之助

母ニ同

右之條儀以人拙様 東三郎
生國 武蔵
本所倉協町向山御用組
向ヶ崎石川口岩下通西田社春地面
黒幸右衛門相長兵衛店

寛政十一未年

岸根一右衛門 未二十八

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan